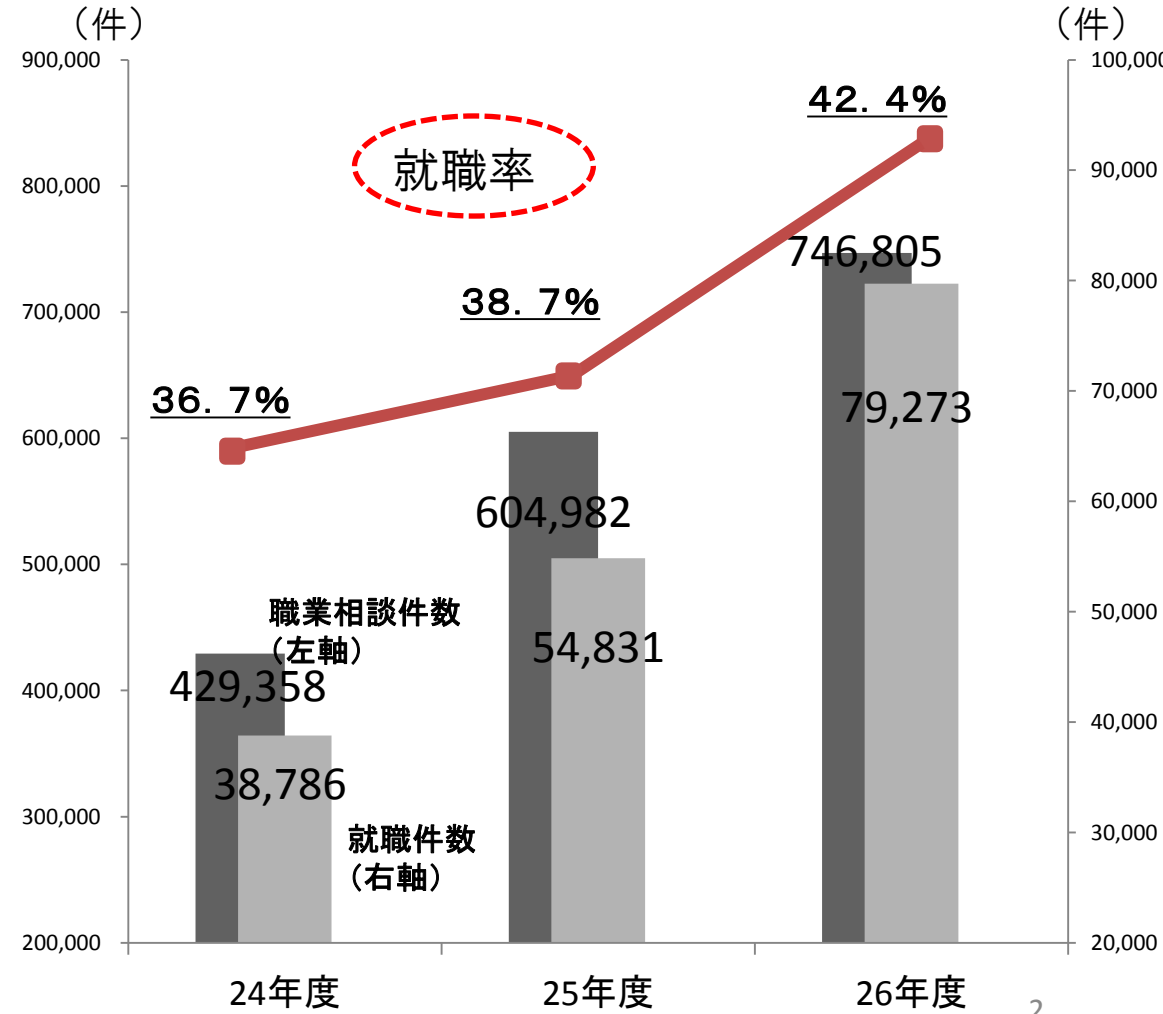
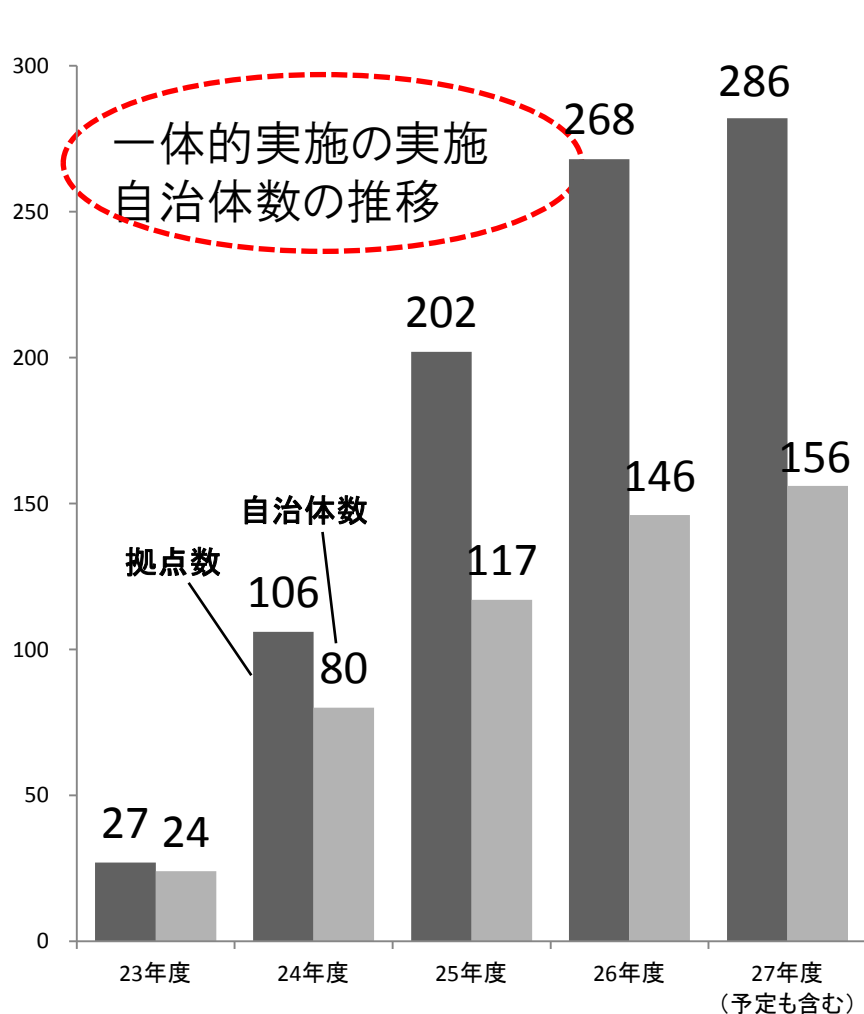


一体的実施事業等について

1 一体的実施事業の実績

「一体的実施事業」の実績の推移

- 平成23年6月より順次取組を開始。平成26年度においても、実施自治体は着実に増加。
- それに伴い、全体の相談件数・就職件数が増加するほか、就職率についても上昇し、連携の効果が発揮できている。



「一体的実施」の実施状況・成果（平成26年度） まとめ

① 実施自治体は大幅に増加

- 平成26年度は146自治体、268拠点で実施（対前年度29自治体、66拠点の増加）

② 26年度は約8万人が就職

- 平成26年度は79,273人が就職。（うち生活保護受給者等は12,621人が就職）
- 平成26年度に事業を実施した139自治体（年度末に事業を開始した7自治体を除く。）のうち、129自治体で目標を達成（拠点ベースでは221拠点のうち、194拠点で目標を達成。一部達成を含む。）

※ 一体的実施では、地方自治体と国で構成する運営協議会で、年度ごとに事業目標を設定。

※ 1自治体で複数の拠点を持っている場合、拠点ごとに目標を設定している場合もある。

- 国の窓口では746, 805件の相談を実施。

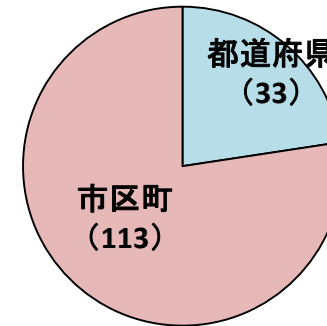
※ うち、生保受給者等に対する支援を行う窓口は、254,153件の相談に対応

※ 施設全体の延べ利用件数は、少なくとも1,431,325件

③ 利用者・関係者は取組を評価

- 利用者（求職者）から高い評価。
⇒ 全体として94.9%の利用者が満足（「やや満足」を含む）と回答。また、8割以上の施設で90%以上の満足度を達成。
- 地方の労使からも高い評価。
⇒ 9割を超える地方労働審議会で評価する意見あり。
- 実施自治体からは取組を評価されており、事業の継続を強く求められている。
⇒ 平成26年度に実施したアンケートでは、すべての地方自治体（140自治体）が継続を希望。

実施自治体の内訳



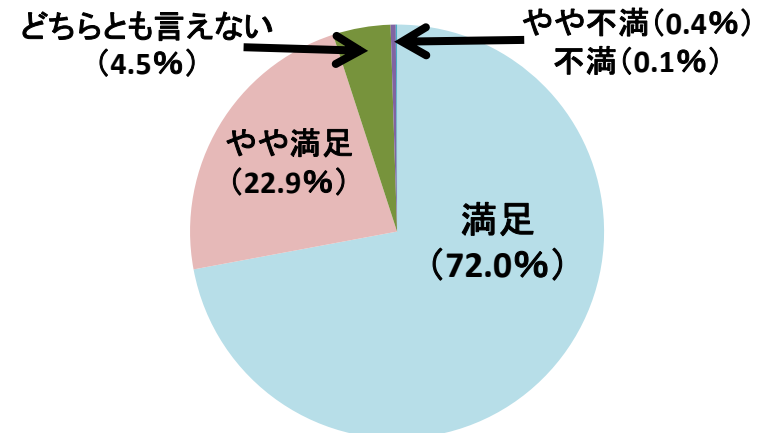
	達成			未達成
		全達成	一部達成	
全数(221)	87.8% (194)	51.6% (114)	36.2% (80)	12.2% (27)

※「全達成」: 複数の目標（単一目標の施設も数力所あり）を全て達成

※「一部達成」: 複数の目標のうちいくつかを達成

※「未達成」: 目標のすべてを未達成

利用者アンケート



一体的実施における目標達成状況の分析

- 自治体種別にみると、「その他市区町」で特に目標達成割合が高くなっている。未達成の割合は、「都道府県」と「政令指定都市」が「その他市区町」を上回っている。
- 目標の達成状況が良いことと、国と自治体との連携の強化には関係が見られ、連携強化は事業の成果を高める効果がある。
- 一方、連携が不十分である要因を労働局にヒアリングしたところ、役割分担の整理が不明確であること、拠点内での意思疎通が円滑に行われないことなどがあげられた。

自治体種別目標達成状況

	達成			未達成
		全達成	一部達成	
全数(221)	87.8%(194)	51.6%(114)	36.2%(80)	12.2%(27)
都道府県(46)	84.8%(39)	56.5%(26)	28.3%(13)	15.2%(7)
政令指定都市(83)	84.3%(70)	44.6%(37)	39.8%(33)	15.7%(13)
その他市区町(92)	92.4%(85)	55.4%(51)	37.0%(34)	7.6%(7)

「一体的実施事業を行う中で連携が強化され、事業内容をさらに充実させることができた」か否かと目標達成の関係

	目標を完全に達成	目標の一部を達成	目標未達成
当てはまる	54.0%	39.8%	6.2%
どちらとも言えない・当てはまらない	37.5%	56.3%	6.3%

目標未達成の分析(労働局への調査)

- 生保受給者の支援について、自治体と十分に連携することができず、支援対象者があまりハローワークに送り出されてこなかった。
- 自治体とハローワーク相互の支援内容の理解や連携のあり方が、当初十分に整理されていなかった。
- 民間業者の得意な「個別支援」とハローワークの「職業紹介」を連携させるのが有効であるところ、自治体が自ら職業紹介をするという方針にあり、実際の業務を民間企業に任せている状況にあったため、具体的で有効な連携策の協議が進まなかった(現在は有効に連携ができている)。
- 自治体によっては複数の民間企業に委託している場合もあるため、意思決定が複雑化し、業務内容の調整に時間を要することもあった。

業務改善の状況について

【課題】

- 一体的実施施設の現場レベル(ハローワークの現場担当者と地方自治体の現場担当者)の連携強化
- 利用者ニーズを踏まえた更なる取組の充実

※ 実施自治体からは、一部の取組について、①支援対象者のメニューの拡大、②支援メニュー(職業訓練など)の拡充、③個人情報の共有方法、④意見交換の充実に関し、課題があるとの意見があった。

- ➡ 共同で研修を実施するなどの工夫により、連携は確実に進展
- ➡ 福祉事務所にハローワーク窓口を設置する取組の一部では、自治体と協議の上、ハローワークの職業訓練業務担当者による出張形式の受講相談などを開始
- ➡ 求職者本人同意の上で求職者の求職活動状況の共有等を実施

現場レベルの連携強化の取組例

- ハローワークが地方自治体の新任ケースワーカー及び就労支援相談員に、①ハローワークの職業相談・職業紹介業務について、②求職者支援制度等について、研修を実施。【実施箇所多数】
- 地方自治体がハローワーク職員に、①地方自治体が行う雇用対策について、②生活保護制度について、研修を実施。【実施箇所多数】
- 福祉事務所へのハローワーク窓口設置を契機として、来所者が増加する8月の児童扶養手当現況届出期間中、毎日、ハローワークの臨時相談窓口を市役所2階子ども家庭課に設置し、就労支援を行った。【宇都宮市】
- 住宅支援給付を受給しようとする方々を対象として開催した「新宿就職サポートナビ導入セミナー」の講師をハローワーク職員が務めた。【新宿区】(その他、地方自治体が開催するセミナー等にハローワーク職員が講師として参加する事例は多数)
- ハローワークの現場担当者と地方自治体の現場担当で定期的にミーティング、ケース会議、意見交換会を実施。【実施箇所多数】

一体的実施施設における情報共有の状況について

- 一体的実施施設において、国と地方自治体の情報共有（求職者情報等）を行っているのは、111自治体（／146自治体；76.0％）、215拠点（／268拠点；80.2％）＜平成26年度＞

基本的な情報共有の方法

一体的実施施設において、国と地方自治体で個人情報保護協定を締結し、求職者本人の同意を得た上で、自治体の要望に応じて必要な個人情報について情報共有を行う。

＜具体的な効果＞

- ① 自治体とハローワークでチーム支援を実施するにあたって、求職者の同意の下で求職者の情報を共有したことで、利用者の就職活動の状況にあわせて必要な自治体の福祉支援、ハローワークの個別就労支援を利用者に提供することができた。
- ② チーム支援に当たり求職者の情報を共有したことで、利用者の就職活動の状況にあわせて自治体の就労支援員も労働行政関係のスキルがアップし、あらゆる取組が実施しやすくなった。
- ③ ハローワークでの就職状況を共有し、地方自治体が、就職後の定着支援を実施している。などの効果が上がっている。

更なる取組（好事例）

- **ジョブカフェとわかものハローワークにおいて、利用者登録様式を統一し、求職情報の共有化、共同受付、支援メニューの一体的提供及び求人情報の共有化を図り、利用者の利便性の向上と就職支援の実効性を高めている（北海道）**
- **個人情報保護に係る協定を、労働局長と知事の間で締結し、情報管理の徹底を図っている（神奈川県）**

利用者の評価について

- 利用者アンケート調査では、満足度は非常に高く(94.9%)、一体的実施施設の設置についても高く評価された。
- 生活保護受給者等を対象とした取組では、地方自治体による福祉相談とハローワークによる職業紹介の一体的な実施が評価された。
- 更なる機能強化の意見・要望があり、実施自治体と調整のうえ、可能なものは事業実施に反映する。

アンケート調査の結果

平成26年度末に、全国の一体的実施施設でアンケート調査を実施。

※相談窓口で利用者にアンケート用紙を配布(239施設でアンケートを実施。有効回答6,234)

- **94.9%の利用者が満足**(※1)と回答。**8割以上の施設で90%以上の利用者満足度を達成**(※2)。

※1 「満足」又は「やや満足」と回答した者の割合

※2 アンケートを実施した239施設のうち、197施設で90%以上の利用者が「満足」又は「やや満足」と回答

- **ほぼ全ての施設で90%以上の利用者が一体的実施の取組を評価**

※ アンケートを実施した239施設のうち、221施設で90%以上の利用者が「施設ができてよかったか」との質問に対して「そう思う」又は「まあそう思う」との評価

利用者の声（主なもの）

- 丁寧な相談を評価する声
- サービス内容を評価する声

- ・ お仕事の紹介、就活相談等、とてもきめ細かいサービスに感謝しています。
- ・ ハローワークと連携し市役所にあるので、ほかの用事と連携して来れるので便利。
- ・ 面接や書類作成が出来るなど、求職活動に関してワンストップサービスが展開されていて利用しやすい。

- 体制やサービスのさらなる充実を求めるご意見

- ・ 定着支援相談をしてほしい。
- ・ 求人検索端末を増設してほしい。
- ・ 訓練の申請も出来ればよい。 等

【参考】平成26年度に実施した利用者アンケートより

多くはサービス内容や施設設置を評価

- 面接や書類作成が出来るなど、求職活動に関して**ワンストップサービスが展開されていて利用しやすい**。【都道府県】
- **家から近くて利用しやすい**。職業訓練の日程の案内や面接の練習をしてくれるので助かる。【政令市】
- ハローワークとジョブカフェでチーム支援を受けていますが、どちらにも大変お世話になっております。独力では対応し辛い事も**チームで進めるので安心して気軽に相談**できます。【都道府県】
- ハローワークと連携し市役所にあるので、**ほかの用事と連携して来れる**ので便利。係員の対応も親身になってやってくれるのでいいです。【市区町村】
- 生保を受けていて、このようなサポートがあるとは知りませんでした。大変心強かったです。【市区町村】
- **就職支援と生活支援を一体として相談出来る点が良い**と思います。【政令市】
- **離れた場所でUターンのための転職活動をする自分にとって、本当に頼りになる心強いサービス**をしていることに感謝しています。丁寧に話を聞いていただいて、教えていただけることも多く、こういった場所が増えるといいなと思います。【都道府県】
- 区役所の中で**2つの就労支援を受けられる**ので満足しています。【政令市】
- ハローワークの一般的な窓口と違って、**同じ方向にサポートしていただき、とても安心感**があります。【都道府県】

施設・設備の充実が求められている

- 求人検索パソコンを増やしてほしい。部屋のスペースが狭い。【同種の意見多数】
- 週1で精神障害者のカウンセラーがいてくれるとありがたい。【市町村】
- 手続き全般を全てできるようになると良いと思います。【政令市】
- ケースワーカーの方との連携を含め就労から生保脱出までの道順が明確だと尚良いと思います。【政令市】

地方労働審議会における労使の評価について①

- 地域の公労使で構成される地方労働審議会において、一体的実施事業の実績等を報告し、意見を求めたところ、9割を超える審議会で評価する意見が出ている。

<主な意見>

- ① 国と地方自治体がそれぞれ長所を活かした連携が深まっており、地域住民へのサービス強化につながっている。
- ② 地域住民や労使の意見も踏まえサービス改善に努めつつ、また、目標管理を徹底しつつ、引き続き実施していくべき。

- また、一体的実施事業を超えた国と地方自治体の関係について、地域における雇用対策の強化や地域住民へのサービス強化のために、国と地方自治体がそれぞれの長所を活かした連携をさらに深めるべきであり、労働局においては、地方自治体との一層の連携強化を図っていくべきとの意見が多くあった。
- そのほか、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、一体的実施事業等の成果と課題の検証を行い、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について検討・調整を進めるとされているが、この成果と課題の検証に当たっては、ハローワークの利用者である労使の意見を十分に踏まえることが必要といった意見が多くあった。

意見書(例:愛知地方労働審議会(抄))

愛知労働局においては、平成23年度より地方自治体との連携により一体的実施事業を開始し…着実に成果が現れている。

また、本事業を実施している地方自治体の首長からは、「生活保護受給者の支援窓口である身近な区役所において、自治体とハローワークが一体的に支援を行うことは大変効果的である。」「ワンストップ型の就労支援体制が整備され、同じフロアで緊密に連携できることのメリットは計り知れない。」といったコメントがなされるなど、福祉業務等地方自治体の業務とハローワークが行う職業紹介業務が相まって、大きな成果につながっていることがうかがわれる。

本地方労働審議会は、一体的実施事業について、次のとおり評価をしているので、今後、成果と課題の検証を行う際は、本地方審議会の評価を十分に踏まえていただきたい。

- ① 国と地方自治体がそれぞれ長所を活かした連携が深まっており、地域住民へのサービス強化につながっていること。
- ② 地域住民や労使の意見も踏まえながらサービス改善に努め、地方自治体とハローワークで常に進捗状況を把握して、引き続き実施していくべきであること。

なお、地域における雇用対策の強化や地域住民へのサービス強化のために、国と地方自治体がそれぞれの長所を活かした連携をさらに深めるべきであり、愛知労働局においては、地方自治体との一層の連携強化を図っていただきたい。

地方労働審議会における労使の評価について②

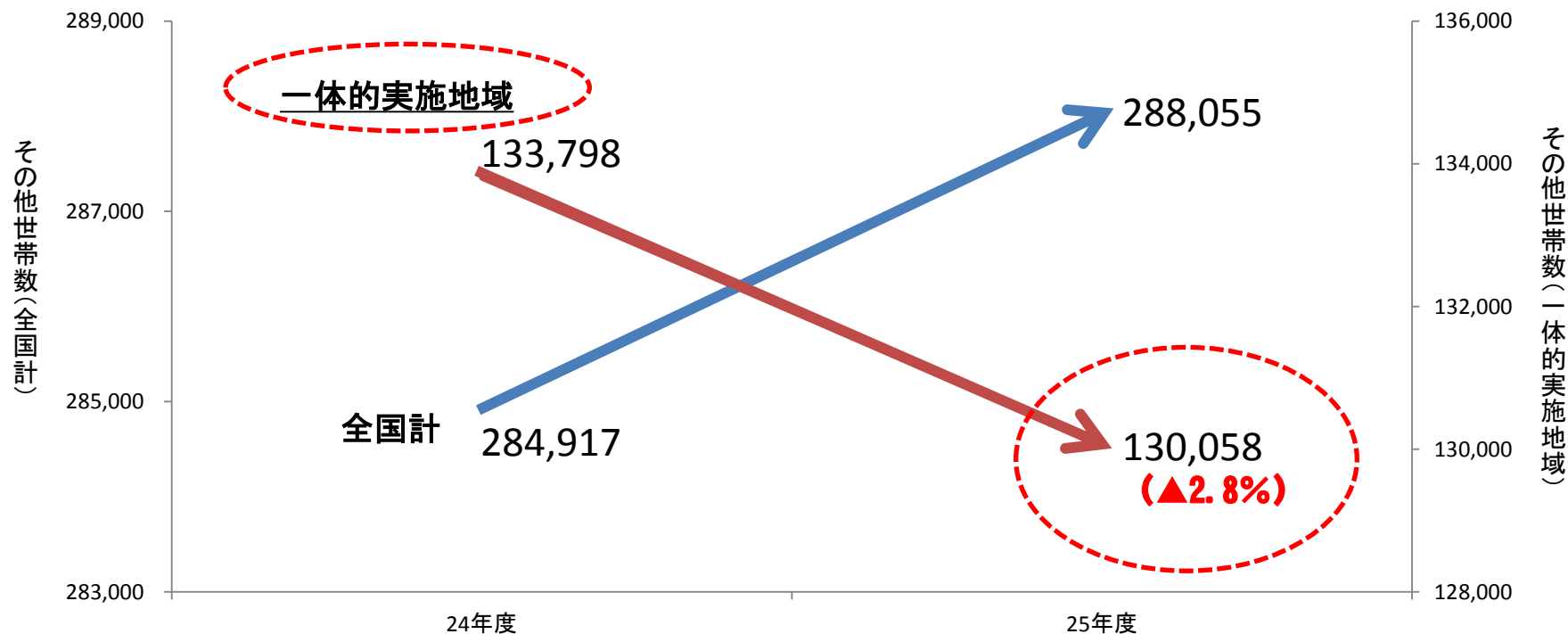
一体的実施を評価する意見の例

- 一体的施設(ヤングジョブプラザあおもり)については、求人倍率はあがっているものの就職先がない中、非常に頑張ってもらっており評価できる。労使・行政が連携して頑張っていくべき。【青森県(地労審労働者代表)】
- 「一体的実施施設については、**点(=郡山)から線(=プラス福島)となったので前進したのはよいこと。さらに面の広がりとなることを期待する。**」【福島県(地労審労働者側代表)】
- **郡山市庁舎内に設置されているハローワーク窓口は見た目も溶け込んで自然な形で機能している。成果も効果的運営がなされており大変よい。**第3、第4と広がっていくことが望ましい。【福島県(地労審使用者側代表)】
- 宇都宮市との相互の研修会による理解の促進、**児童扶養手当受給者に対するHW臨時相談窓口開設など、自治体とHWの連携が深まったことによるサービス強化が進んでいる。**【栃木県(地労審意見書)】
- 地方の実情や特性を踏まえ、国と地方公共団体がそれぞれの強みを活かして連携しつつ、これを一体的に推進していくことが極めて重要。地方公共団体と連携した取組は大きな成果を上げており、地方公共団体との連携及び一体的実施事業については、地域住民へのサービス強化につながるものと高く評価。【群馬県(地労審意見書)】
- これまでは生活保護の相談者が、引き続き仕事の相談をするとなると**ハローワークが遠いところにあった。今はすぐ横にある。すぐそのままハローワークに登録ができ、非常に効果的・合理的**である。福祉のプロのケースワーカーと就職のマッチングのプロのハローワークが、顔を合わせて一人の就職に向け非常にきめ細かな支援が実施されていると聞いている。いろいろ就職が困難な方が多数いる中で、きめ細やかに進めていることは評価できる。就職した者が離職し、また戻ってこないか心配だったが、就職後のフォローも工夫して実施されている。今後も課題を一つずつ整理しながらこの事業をより進めていくことを応援したい。【静岡県(地労審意見書)】
- **京都市の保護率が低下している**ことは、このような取組の成果も要因の一つと思う。【京都府(地労審使用者側代表)】
- 就職に自信をなくした者や不安を持っている者に対し、十分な時間をかけた相談を行い、職業紹介につなげていく等、鳥取労働局及び鳥取県それぞれの長所を活かした連携が深まっており、地域住民へのサービス強化につながっている。【鳥取県(地労審意見書)】
- ハローワークの事業をさらに拡充していただきたい。国全体で活力ある労働行政を行っていく、適材適所の人材配置は国全体の問題。**全国の労働移動は全国の共通したプラットフォームを持っている行政でないと対応が不可能。**国一体となってハローワーク事業を拡充していただきたい。【島根県(地労審使用者代表)】
- 国と地方自治体が連携を強化し長所を活かして地域住民へのサービスを向上させたことは**高く評価**できる。今後も地域住民や労使の意見も踏まえ、サービスの改善に努めつつ一体的な取組を継続していくべき。運営協議会により、PDCAによる目標管理を徹底することが重要。**県外への若者流出に歯止めをかける効果、県内企業の魅力を発信する効果が期待でき、今後もこの取組を維持すべき。**市との一体的実施は、市のケースワーカーとの連携を充実させてほしい。広報を積極的に実施し、より大きな成果をあげてほしい。【宮崎県(地労審意見書)】

(参考)「一体的実施」の生活保護への効果について

- 一体的実施事業が開催された平成24年度から25年度にかけて、生活保護の被保護世帯のうち「その他の世帯」について、**全国計では増加**しているものの、**一体的実施施設で支援を行った地域**では、**減少に転じている**。

※ また、一体的実施事業による就職支援は、生活保護受給者の就労に繋がっており、平成25年度には**約15.6億円**(推計値)の保護費の削減効果があった。
(厚生労働省社会・援護局及び職業安定局調べ)



出展: 厚生労働省「被保護者調査」

※ 「その他世帯」とは、被保護世帯のうち、「高齢者世帯」「母子世帯」「障害者世帯」「傷病者世帯」以外の世帯を指す。

※ 「一体的実施地域」は、政令市及び中核市(62市)のうち実施地域のその他世帯数(月平均)。

(自治体等の声)

- 現在の生活状態に応じた就労支援チームでの支援が可能となったことで、特に生活保護受給者の自立、保護費削減に大きく寄与することとなっている。【市区町村】
- 生活保護業務の中で最重要課題である就労支援において、一体的実施施設を開設したところ、相談員のレベルも高く、その他世帯の中での就職率も確実に上がっており、効果は高いと思われる。今後も同事業は継続していきたいと考える。【市区町村】
- 京都市の保護率が低下していることは、このような取組の成果も要因の一つと思う。【京都府(地労審使用者側代表)】
- 平成25年度の生活保護費で変更・廃止が53人で1千2百万円強の削減となっており、この一体的実施事業の貢献も大きい。【市区町村】

平成26年度事業の評価・今後の方向性

26
年度
評価

- 一体的実施事業は、多くの取組で目標をほぼ達成しており、また、利用者、労使及び実施自治体からも高く評価されており、各地域で必要な事業として機能している。
- 一体的実施事業の成果が上がっている具体的な要因として、以下の評価ができるものと考えられる。
 - ① ワンストップで、利用者の利便性が向上したこと。国・地方自治体が単独では実施できない又は国、地方自治体それぞれの長を生かしたサービスを提供でき、利用者の利便性が向上したこと。
 - ② 国と地方自治体の職員間の連携の強化が図られ、求職者に対する一貫した支援が可能となっていること。
 - ③ ハローワークの全国ネットワークを活用するとともに、ハローワークが行う求人開拓や事業主指導と一体となった職業紹介が実施されることにより、利用者の就職に結びついていること。
- ただし、各拠点ごとにとり組状況に差がある。

一体的実施拠点における支援の強化

- ① 現場レベルでの連携を一層強化し、組織の垣根を越えた一体的な業務運営をさらに進める。特に、住民サービスの向上によりつながるような情報(各種属性別の就職者の詳細情報等)の共有を一層進める。
- ② 運営協議会で設定した目標の達成及び地方自治体や利用者の要望に沿った業務改善を最重点事項として、本省による事業管理をさらに強化する。
- ③ 連携状況のわかる目標の導入の徹底を図る。
- ④ 一般求職者を対象とした拠点については、地方自治体とのワンストップ支援という事業の特色をより活かし、地域の重点・人手不足分野への取組、ひとり親世帯への支援を強化する。
- ⑤ 地域のニーズを踏まえ、支援対象者・支援メニューの拡大を図る。

国と地方自治体が連携した雇用対策の充実

- 一体的実施事業で強化された連携関係を基に、一体的実施事業以外にも、雇用対策協定の締結など、国と地方自治体が連携した雇用対策をさらに充実する。
- 上記の実現のため、国と地方自治体の連携事例を全国から収集し、好事例の全国展開を図る。
- 多くの利用者が要望する求人情報提供端末の増設等は、各事業の実績等を踏まえ、予算の範囲内で対応していく。

今
後
の
方
向
性

2 実施自治体からの評価

一体的実施事業に対する評価 アンケート結果①

1 全体評価

- 一体的実施事業について、仕組みに対する評価は非常に高く、地域の雇用対策の充実、住民サービスの強化に効果があったとする自治体が多い。さらに今後の継続を希望する自治体は**100%**となっている。
- 全体で**98.6%**の自治体が「**とてもよい仕組み**」又は「**よい仕組み**」と回答しており(特に基礎自治体における「とてもよい仕組み」の割合が高い)、「よくない仕組み」と回答した自治体はなかった。(表1)
- **雇用対策に対する効果**については、全体で**93.2%**の自治体が「あった」又は「まああった」と回答(特に基礎自治体における「あった」の割合が高い)。(表2)

問 地方自治体が行う生活・福祉・雇用関連施策とハローワークが行う職業紹介事業をワンストップで行う事業の仕組みについて、どのように評価するか (表1)

		とてもよい仕組み	よい仕組み	どちらでもない	よくない仕組み	とてもよくない仕組み
全自治体(145)		57.9%(84)	40.7%(59)	1.4%(2)	0.0%(0)	0.0%(0)
内訳	都道府県(33)	39.4%(13)	54.5%(18)	6.1%(2)	0.0%(0)	0.0%(0)
	政令指定都市(24)	58.3%(14)	41.7%(10)	0.0%(0)	0.0%(0)	0.0%(0)
	その他市区町(88)	64.8%(57)	35.2%(31)	0.0%(0)	0.0%(0)	0.0%(0)

※1自治体無回答

問 一体的実施事業を行うことにより、地域の雇用対策の充実、住民サービスの強化に効果はあったか (表2)

		あった	まああった	どちらともいえない	あまりない	ない
全自治体(146)		67.8%(99)	25.3%(37)	6.2%(9)	0.7%(1)	0.0%(0)
内訳	都道府県(34)	58.8%(20)	35.3%(12)	2.9%(1)	2.9%(1)	0.0%(0)
	政令指定都市(24)	75.0%(18)	25.0%(6)	0.0%(0)	0.0%(0)	0.0%(0)
	その他市区町(88)	69.3%(61)	21.6%(19)	9.1%(8)	0.0%(0)	0.0%(0)

一体的実施事業に対する評価 アンケート結果②

2 具体的効果

- 全体で**95.2%**の自治体で、**ワンストップ支援**を行うことができたと回答(自治体種別に問わず、割合が高い)。(表3)
- 全体で**77.4%**の自治体で、**就職件数**が増えたと回答(特に政令都市でこの割合が高い(95.8%))。(表4)
- **生活保護受給者に対する支援のコストが削減**されたとする自治体は**5割**程度。(表5)

問 自治体が行う業務とハローワークが行う職業紹介業務をワンストップで行うことができたか

		当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない	(表3)
全自治体(146)		95.2%(139)	3.4%(5)	1.4%(2)	
内訳	都道府県(34)	94.1%(32)	2.9%(1)	2.9%(1)	
	政令指定都市(24)	91.7%(22)	4.2%(1)	4.2%(1)	
	その他市区町(88)	96.6%(85)	3.4%(3)	0.0%(0)	

問 就職件数が増えたか

(表4)

		当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(146)		77.4%(113)	21.9%(32)	0.7%(1)
内訳	都道府県(34)	70.6%(24)	26.5%(9)	2.9%(1)
	政令指定都市(24)	95.8%(23)	4.2%(1)	0.0%(0)
	その他市区町(88)	75.0%(66)	25.0%(22)	0.0%(0)

問 生活保護受給者等に対する支援のコストが削減されたか

(表5)

		当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(108)		52.8%(57)	42.6%(46)	4.6%(5)
内訳	都道府県(9)	0.0%(0)	77.8%(7)	22.2%(2)
	政令指定都市(21)	57.1%(12)	38.1%(8)	4.8%(1)
	その他市区町(78)	57.7%(45)	39.7%(31)	2.6%(2)

※生活保護受給者等を支援対象としている自治体のみに質問

一体的実施事業に対する評価 アンケート結果③

3 発展性

- 全体で**77.4%**の自治体が、**事業内容を更に充実**させることができたと回答（自治体種別を問わず同傾向）。（表6）
- 全体で**56.8%**の自治体が、**一体的実施事業以外の連携を強化**できたと回答（特に、都道府県で「当てはまる」の回答の割合が高い）。（表7）

問 一体的実施事業を行う中で連携が強化され、事業内容を更に充実させることができたか

（表6）

		当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(146)		<u>77.4%(113)</u>	21.2%(31)	1.4%(2)
内訳	都道府県(34)	76.5%(26)	20.6%(7)	2.9%(1)
	政令指定都市(24)	79.2%(19)	20.8%(5)	0.0%
	その他市区町(88)	77.3%(68)	21.6%(19)	1.1%(1)

問 一体的実施事業以外の連携も強化されたか

（表7）

		当てはまる	どちらともいえない	当てはまらない
全自治体(146)		<u>56.8%(83)</u>	34.9%(51)	8.2%(12)
内訳	都道府県(34)	<u>67.6%(23)</u>	23.5%(8)	8.8%(3)
	政令指定都市(24)	62.5%(15)	29.2%(7)	8.3%(2)
	その他市区町(88)	51.1%(45)	40.9%(36)	8.0%(7)

一体的実施事業に対する評価 アンケート結果④

4 今後の方向性

- 一体的実施施設の**数**については、**82.8%**の自治体が「現状でよい」と回答。
- 「減らしたい」と回答した自治体はない。
- 「増やしたい」との回答は、政令指定都市で特に多い。

問 一体的実施施設数について、どのような意向を持っているか

(表8)

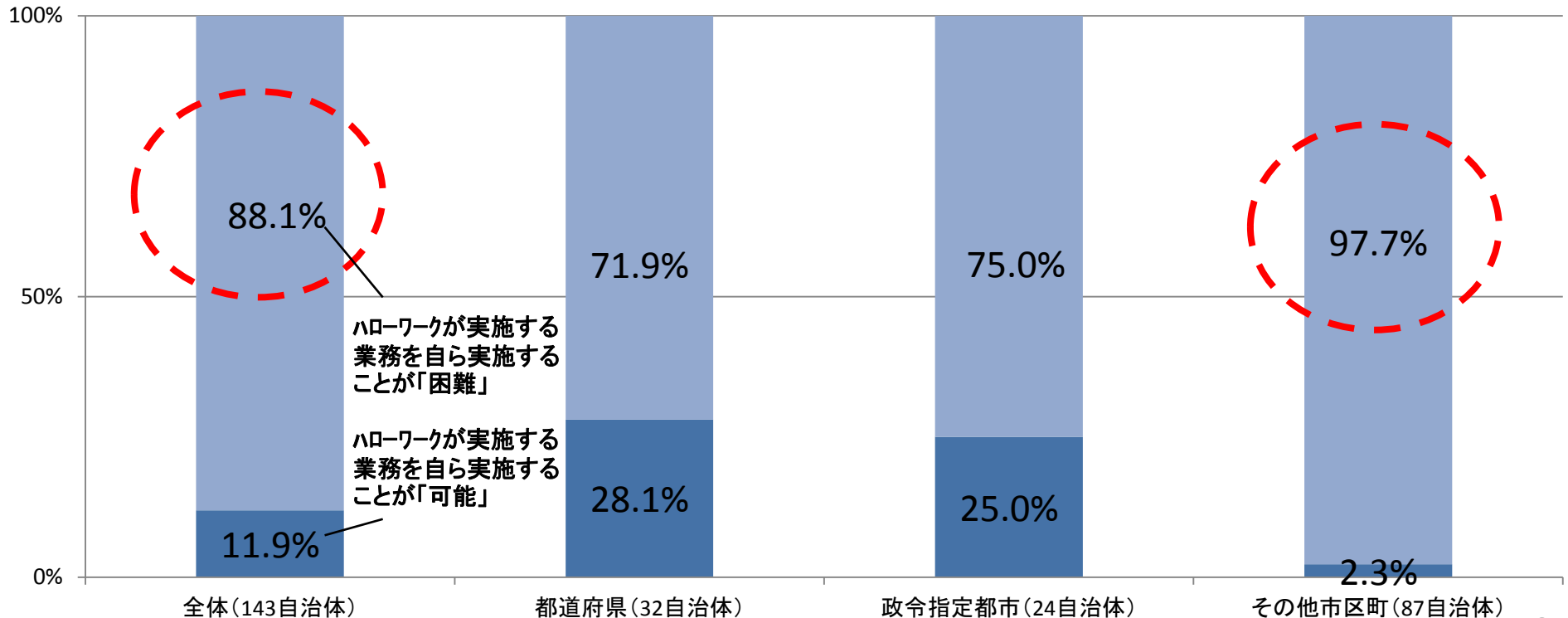
		増やしたい	現状でよい	減らしたい
全自治体(145)		<u>17.2%(25)</u>	<u>82.8%(120)</u>	<u>0.0%(0)</u>
内 訳	都道府県(34)	20.6%(7)	79.4%(27)	0.0%(0)
	政令指定都市(24)	<u>54.2%(13)</u>	45.8%(11)	0.0%(0)
	その他市区町(87)	5.7%(5)	94.3%(82)	0.0%(0)

※1自治体無回答

一体的実施事業に対する評価 アンケート結果⑤

問 一体的実施施設でハローワークが実施する業務について、地方自治体業務として自ら実施することは可能か

- 全体(143自治体)で、88.1%が「困難」との回答。
- 自治体種別に見ると、特に「その他市区町」で「困難」とする割合が高い(97.7%)
- 基礎自治体を中心に、「専門的なノウハウがない」、「人材育成が困難」、「全国ネットワークの活用が不可欠」との回答が多い。一方、大規模な自治体は、「権限・財源・人材・施設等が移管されることが条件」とする回答が多い。



※3自治体無回答

実施自治体アンケート概要

(1) 調査目的

一体的実施事業の成果と課題を把握し、平成28年度以降の改善事項など、予算要求の方針などの検討の基礎資料とする。

(2) 調査対象

平成27年1月19日時点で一体的実施事業を実施する全ての地方自治体(140自治体(146拠点))
※生保型と一般型を実施している自治体の一部については、自治体の意向により別々にアンケートを実施。

(3) 調査方法

都道府県労働局から各地方自治体に対して、メール等により調査。

(4) 調査期間

平成27年1月19日～2月28日

(5) 回収率

100%

実施自治体の長からの評価

- 実施自治体の長から、一体的実施を評価するコメントが多数出ている。

コメントの例（内閣府HPより抜粋）

- 厳しい雇用情勢が続く本県においては、ハローワークの全国ネットワークを活かしながら、国と県とが互いに協力して、雇用対策を進めていくことが大変重要であると考えています。一体的運営のメリットを最大限に活かし、本県の未来を担う若者が、一人でも多く就職できるよう、今後とも全力で取り組んでいきたいと考えています。【青森県知事】
- 支援コーナーの設置により、ケースワーカーや就労促進指導員がこれまで以上に就労支援に取り組みやすくなり、また効率的かつ迅速なワンストップサービスが可能となりましたことから、利用者の就労意欲の向上や早期就労につながっております。【宇都宮市長】
- 規模は小さいながらも、機能と意欲が満載の品川区就業センターを、多くの方に利用してもらえよう、今後とも区とハローワークが連携した就業支援の充実を図り、全力で取り組んでいきたいと考えています。【品川区長】
- ジョブスポットは、国と地方がそれぞれ強みを生かし、市民サービスを向上させた好事例と言えます。これからも両者の連携を深め、ノウハウを積み重ねることで、お一人おひとりの御事情やニーズに寄り添った支援の充実に努めてまいります。また、国と地方が双方の強みを活かして、サービスの向上が図れるよう、今後も様々な分野で連携を進めてまいります。【横浜市長】
- 何よりも大切なことは、国と自治体が府民の皆様のために互いに力を合わせて、より良いサービスを提供していくことであり、今後とも、利用者視点を基本とし、一体的運営のメリットを最大限に活かし、府民の皆様が安心・安定して生活・就業できるご支援を行えるよう、進化を続けていきたいと考えています。【京都府知事】
- 本市としましては、今後とも、ハローワーク岡山と緊密に連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者等に対して相談時からの早期の就職支援を行うことで、生活の安定と自立を支援してまいります。【岡山市長】
- 本市は、これまでも、就職面接会の開催など、ハローワークと連携し、市民の雇用・生活の安定に取り組んできたところですが、このような一体的な取り組みを通じて、ハローワークとの連携がより強化され、きめ細かなサービスの提供が可能になったと感じています。今後とも、市と国がそれぞれの強みを活かしながら、地域の実情にあった新しい形の行政サービスを行うことにより、市民が安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えています。【倉敷市長】
- これらの取組により、地域の実情にあわせた本市の雇用施策や、ハローワークの豊富な求人情報及び職業紹介機能など、両機関の特長を活かした効果的な支援が進んでおり、求職者の利便性も大きく向上しています。今後も、市と国の密接な連携のもと「一体的実施」を行い、多くの若者や中高年の方が本市で活躍できるように取り組んでまいります。【北九州市長】
- 平成27年4月1日には生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るために「生活困窮者自立支援法」が施行される予定であり、生活困窮者の自立支援のための就労支援を行う「えびすワークさがし」の役割は、ますます重要なものになると考えています。今後ともハローワーク佐賀と連携して、たくさんの方が就労の喜びを実感していただけるよう支援をして参ります。【佐賀市長】

運営協議会等での実施自治体の評価①

- 一体的実施事業について、以下の面で効果があると評価。
 - ① 地方自治体と国が同一の施設で、ワンストップの支援が可能となり、住民の利便性向上につながる。
 - ② 身近な施設で対応ができ、住民の利便性の向上につながる。
 - ③ 就職支援のノウハウがあるハローワークと連携ができることにより、生活保護受給者等に対する支援の効果が上がること（就職者数の増加など）。
 - ④ 生活保護受給者等の就職が進むことにより、生活保護受給者等に対する支援のコストが削減されること。
 - ⑤ 一体的実施事業の中で、国と実施自治体が連携することにより、両者の連携基盤が確立し、一体的実施事業以外の連携策の推進にもつながること。
- 以上のように実施自治体は一体的実施を高く評価しており、多くの実施自治体から、一体的実施の継続を求められている（平成26年度に実施したアンケート調査では、すべての自治体が継続を希望。この他に、拡充・新規実施の希望は多数。事業廃止の希望はない）。

ワンストップで支援できる

- 一体的実施施設としてハローワーク機能の拡大や国・自治体一体人づくり事業の実施などに伴い、**相談から訓練、職業紹介、職場定着まで一貫した支援がワンストップで提供できるようになった**ことから、年々新規登録者が増加。特に一体的実施事業開始を契機に就職内定者数も大幅に増加するなど、成果が顕著である。【都道府県】
- 保護課とハローワークが近くなったことで、生活保護相談者や受給者のハローワークへの**誘導が容易**となり、生活保護受給者等が自らハローワークの求人情報端末を使って就職先を探すなど、**自立に向けた動きも多くな**ってきている。【政令市】

身近な場所で支援できる

- 本市は、管轄のハローワークまでの交通の便が悪いので、**身近な市役所で、ハローワークのサービスを利用**できることは、市民にとっては利便性が極めて高い。この事業を長く続けてもらいたい。【市区町村】

サービスの向上

- **就職率が管内のハローワークを上回る実績**をあげており、国の職業相談等と市実施事業であるキャリア・コンサルティングや内職等相談との連携を効果的に図ることにより、**求職者に対しきめ細やかな支援が実施**できている。【政令市】

運営協議会等での実施自治体の評価②

ノウハウの向上・意識の醸成

- 互いに連携する中で、**生活保護のケースワーカーの就労支援に対する意識の醸成が図られた**。【政令市】

生活保護受給者等関係

- 生活保護業務の中で最重要課題である就労支援において、平成26年11月より一体的実施施設を開設したところ、相談員のレベルも高く、その他世帯の中での就職率も確実に上がっており、効果は高いと思われる。今後も同事業は継続していきたいと考える。【市区町村】
- ハローワークによる職業紹介機能がワンストップにより行われることで区側との連携が深まり、生活保護受給者等の就職数が大幅に増えた。【政令市】
- 平成25年度の**生活保護費で変更・廃止が53人で1千2百万円強の削減**となっており、この一体的実施事業の貢献も大きい。【市区町村】

ハローワークとの連携強化

- 市担当者とハローワーク担当者との**連携がとりやすく情報の共有が図られ**、きめ細やかな支援を行うことができ、住民サービスの向上に寄与している。【市区町村】
- 女性、特に子育て女性に対する就労支援は同市の政策目標の一つでもあり、出口施策としての「一体的実施施設」の存在意義は大変大きい。協定では女性・若年者対策での一体的実施であるが、**その他の施策での連携も進んでおり**、特に今後は生活困難者等に対する支援の連携も深めていくこともあり、本市にとって一体的実施の存在は大きい。【市区町村】
- 若年者を中心とした就労支援事業は、国と県が連携することで、**全県的に系統立てて行うことができ**ており、今後もこの状態を継続していきたい。若者仕事ぶらざ、レディース仕事ぶらざ、ふるさとハローワーク等、県と国とが一体的な取組を実施している施設において、**一層の連携の強化を図っていきたい**。【都道府県】

その他

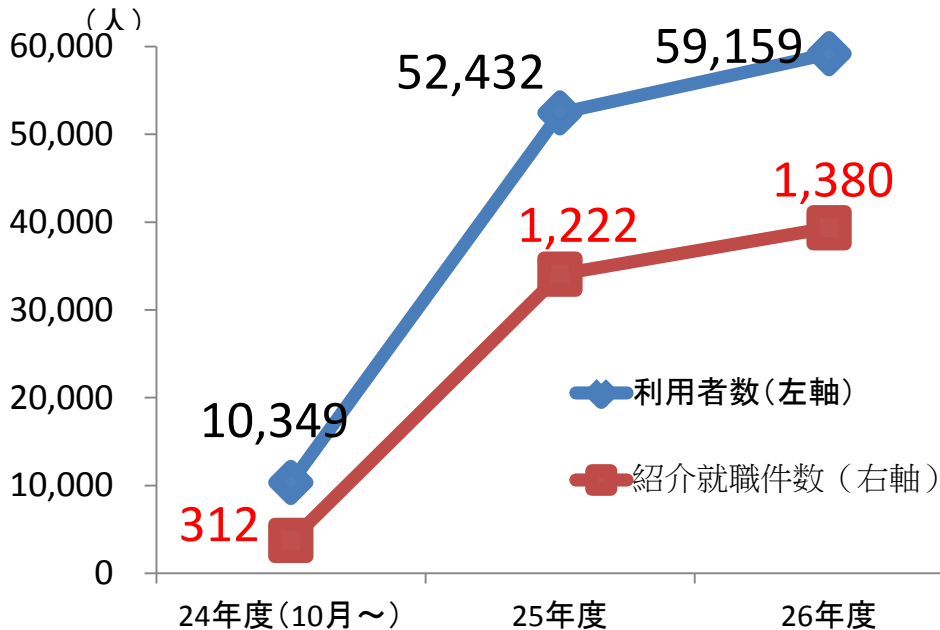
- 一体的実施事業が開始され2年半が経過し、施設の**認知度も向上し、利用数の向上や職業紹介業務にかかる実績も確実に向上**している。全国的には「職業紹介業務については地方公共団体へ移行すべき」との意見もみられているが、**当市としては利用者の視点からは、国の機関に職業紹介事業を実施していただくことが望ましい**と考える。【市区町村】

3 ハローワーク特区について

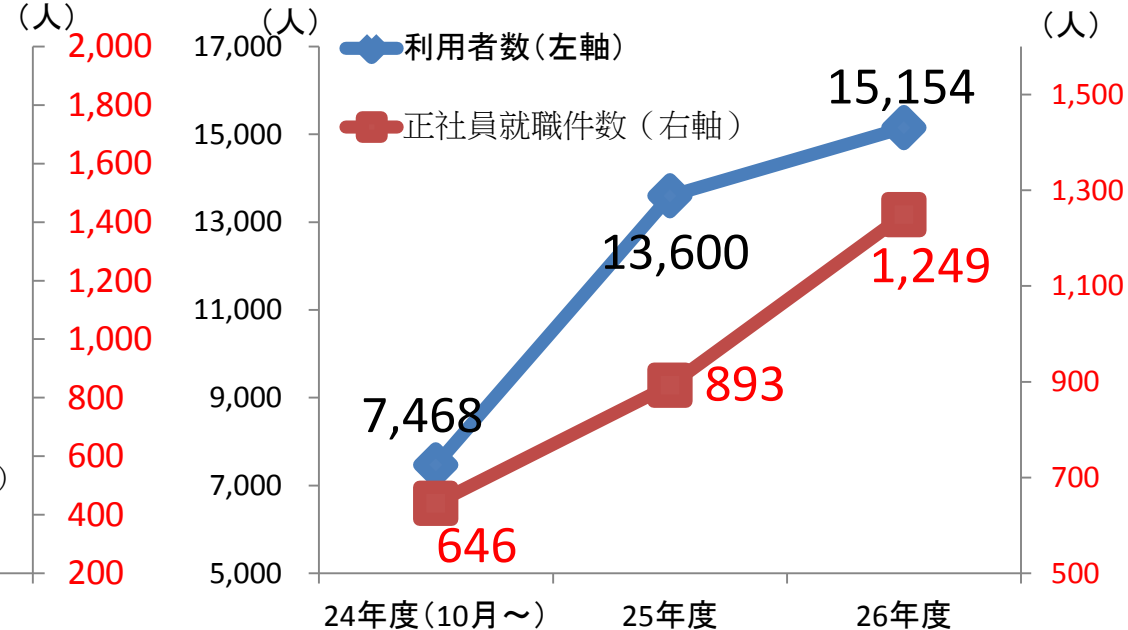
特区の主要な実績の推移

○ 平成24年10月の特区開始以降、利用者数、就職件数は順調に増加している。

【埼玉】



【佐賀】



【その他の指標の推移】

埼玉 [新規求職申込者数] 1,624人(24年度)→5,584人(25年度)→5,906人(26年度)

[就職率] 19.2%(24年度)→21.9%(25年度)→23.4%(26年度)

[利用者満足度] 95.9%(24年度)→98.8%(25年度)→98.0%(26年度)

佐賀 [若者に対するチーム支援] 支援人数60人・就職24人(24年度)→支援人数151人・就職98人(25年度)
→支援人数153人・就職109人(26年度)

[障害者のチーム支援による一般就労移行者数] 8人(24年度)→26人(25年度)→24人(26年度)

[生活保護受給者の就労者数] 6人(24年度)→17人(25年度)→13人(26年度)

事業拡大の状況(ハローワーク特区:埼玉)

平成24年10月

平成25年度～

一般求職者

若年者

女性

障害者

ハローワークコーナー(国)

各コーナーと連携し、求職者に対する職業相談及び職業紹介を行う。

※ 求職者の状況に応じて、担当者制による個別継続的な支援を実施。

ハローワークコーナー(国)

新卒コーナー(国)

NEW!

若者コーナーと連携し、大学等の学生(卒業後3年以内既卒者を含む。)の方に対し、就職相談、職業紹介、各種求職活動支援などを通して、在学中から卒業後までの一貫した継続的な個別支援を実施。

若者コーナー(県)

NEW!

40歳未満及び正社員経験の少ない44歳以下の求職者に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナー・新卒コーナーの職業紹介に円滑につなげることで早期就職や正規雇用化を支援。

マザーズコーナー(国)

求職者の中でも特に子育てをしながら求職活動を行う者等に対して、その状況にも配慮しつつ職業相談及び職業紹介を行う。

※ キッズスペース・授乳室の設置、託児サービス、保育施設等の関連情報の提供も実施。

マザーズコーナー(国)

女性コーナー(県)

NEW!

働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランク等に不安を感じている女性に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援事業を実施し、ハローワークコーナーやマザーズコーナーの職業紹介に円滑につなげることで早期の就職を支援する。

障害者就職支援に関する県と労働局の情報共有や、障害者雇用の拡大のための県内事業所への一体的な働きかけを推進。

NEW!

※その他、「中高年コーナー」、「生活・住宅総合相談コーナー」、「福祉人材就職コーナー」を開設当初から設置。

※窓口の拡充のほか、求人情報ライブラリの開設、現場実習付き研修・企業見学ツアーの開催、3ヶ月就職決定プログラムの実施など、メニューの拡大も実施。

事業拡大の状況(ハローワーク特区:佐賀)

平成24年10月

平成25年度

平成26年度

平成27年度

若年者

ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAの一体的運営

- ◆受付から紹介まで切れ目のない支援
- ◆チーム支援(ジョブカフェ・サポステ)
- ◆土曜日開庁
- ◆レイアウト変更等

事業の拡大!

- ◆施設全体の**コンシェルジュ**を配置
- ◆就職支援**セミナー**、**職場定着支援**の強化
- ◆ハローワークで、カウンセリングから職業紹介まで同一の相談員が一貫して行う**担当者制**の強化

佐賀県知事から労働局長に対する指示を受けて実施

事業の拡大!

- ◆施設の**開庁時間**の延長
- ◆就職支援**セミナー**の強化
- ◆職業訓練相談窓口の新設

事業の拡大!

- ◆企業の**人材確保・育成支援**の実施
- ◆**現場実習型セミナー**、**正社員就職サポートセミナー**の実施

障害者

チーム支援や事業所訪問の実施

- ◆ハローワークと就労移行支援事業所等による**チーム支援**に県が参加
- ◆ハローワークに求職者情報や、事業所訪問情報を共有し、効果的・効率的な**事業所訪問**を実施

事業の拡大!

- ◆**職場実習**の活用による一般就労への移行の促進

対象者の拡大!

- ◆支援対象者に**A型事業所利用者**を加える
- ◆**支援メニュー**の拡大!
 - ◆法定雇用率未達成事業所への**同行訪問**

生活保護受給者等

多久市、小城市、神崎市と連携した就労支援

- ◆ハローワークの就労支援ナビゲーターが定期的に3市の**福祉事務所**を巡回し、職業相談・職業紹介を実施。県とも情報交換・連絡調整

対象者の拡大!

- ◆**申請段階**の者も対象に

支援メニューの拡大!

- ◆**定着支援**も実施

対象者の拡大!

- ◆支援対象者に新たに**生活困窮者**を加える

「ハローワーク特区」の実施状況・成果（平成26年度）まとめ

- 平成24年10月より、埼玉県及び佐賀県において、「ハローワーク特区」※を開始。

※ハローワーク特区は、厚生労働大臣と知事が協定を結び、協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる仕組み

埼玉県(ハローワーク浦和)の実施状況

- 県と労働局・ハローワークが一体となり、就職相談から職業紹介までワンストップで支援を実施（「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を設置）。平成26年度からは、求人情報ライブラリーの開設、現場実習付き研修・企業見学ツアーの開催、3ヶ月就職決定プログラムの実施に取り組んだ。

- ① ハローワークコーナー(国)
- ② 新卒コーナー(国)
- ③ 若者コーナー(県が民間委託)
- ④ マザーズコーナー(国)
- ⑤ 女性コーナー(県が民間委託)
- ⑥ 中高年コーナー(県が民間委託)

※業務内容を見直し(職業紹介を行わないこととしキャリアカウンセリングに特化)

- ⑦ 生活・住宅相談コーナー(県が社会福祉士会に委託・さいたま市)
- ⑧ 福祉人材就職コーナー(県が社会福祉協議会に委託)

- 事業目標はすべて達成。

項目	実績	目標	(参考)25年度実績
利用者数	59,159人	44,000人	52,432人
新規求職申込者数	5,906人	5,500人	5,584人
紹介就職件数	1,380人	1,225人	1,222人
就職率	23.4%	22.0%	21.9%
利用者満足度	98.0%	90.0%	98.8%

佐賀県(ハローワーク佐賀)の実施状況

- 県と労働局・ハローワークの連携により次の取組を実施。

- ① 若年者就労支援

ジョブカフェSAGA(県)とヤングハローワークSAGA(国)の一体的運営等を実施(愛称を「ユメタネ」)。平成26年度からは、(i)施設の開庁延長、(ii)就職支援セミナーの強化、(iii)職業訓練相談窓口の新設、などの機能を強化。

- ② 障害者就労支援

障害者に対するチーム支援や県・ハローワーク佐賀の一体的な事業所訪問等を実施。平成26年度からは職場実習の活用による一般就労への促進を図った。

- ③ 福祉から就労支援

ハローワーク佐賀管内の市と連携し、福祉から就労への支援を実施(ハローワークによる多久市、小城市、神埼市の福祉事務所への巡回相談)。平成26年度からは定着支援を実施。

- ①の事業目標は達成したが、②、③は一部未達成。

項目	実績	目標	(参考)25年度実績
ユメタネ利用者数	15,154人	14,800人	13,600人
うち正社員就職者数	1,249人	1,050人	893人
若者に対するチーム支援	支援人数153人 うち就職109人	支援人数150人 うち就職90人	支援人数151人 うち就職98人
障害者のチーム支援による一般就労移行者数	24人	25人	26人
生活保護受給者の就労者数	多久市5人 小城市1人 神埼市7人	多久市6人 小城市5人 神埼市5人	多久市8人 小城市5人 神埼市4人

- 平成26年度においては、埼玉県は事業目標をすべて達成した(概ね25年度の実績も上回った)。佐賀県は、若年者支援においてすべて目標を達成する(25年度の実績も上回った)一方、障害者支援及び生活保護受給者への支援については、一部目標を下回った。

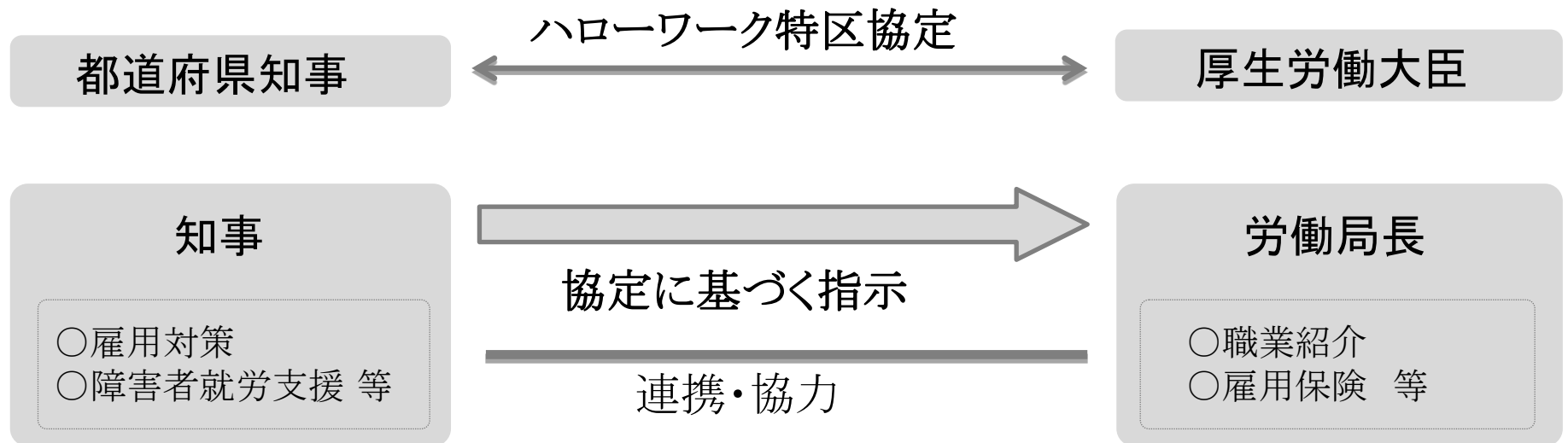
- いずれの取組でも、①利用者のためのサービスが強化された、②国と県で協議を重ねたことにより両者の連携が強化された、などの効果があった。

- 今後は、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)を踏まえ、地域住民へのサービス向上のために国と県との連携を一層強化しつつ、当面は本事業を継続した上で、成果と課題を検証することが必要。

(参考)「ハローワーク特区」について

- ハローワーク特区では、大臣と知事が協定を結び、以下の仕組みを導入し、地方自治体とハローワークが一体となった住民サービスを実施。(埼玉県、佐賀県の全国2箇所で実施)
 - ① 国と地方自治体が協議して事業内容を決定し、年度計画の策定等により実施
 - ② 地方自治体と国により設置された連絡調整会議で実施状況を相互に確認し、事業改善や連携強化。
- 協定に定めた業務の範囲内で、知事が労働局長に指示できる。
(雇用対策法施行規則に規定)

ハローワーク特区について



4 ハローワークの求人情報の オンライン提供について

ハローワークの求人情報のオンライン提供について

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供(平成26年9月1日より開始)

▶ 平成27年7月31日時点で834団体が利用
(自治体219団体(43都道府県176市区町村)、職業紹介事業者330団体(有料307団体、無料23団体)、学校等285団体)

▶ **【平成26年度(9月1日～3月31日)実績】**

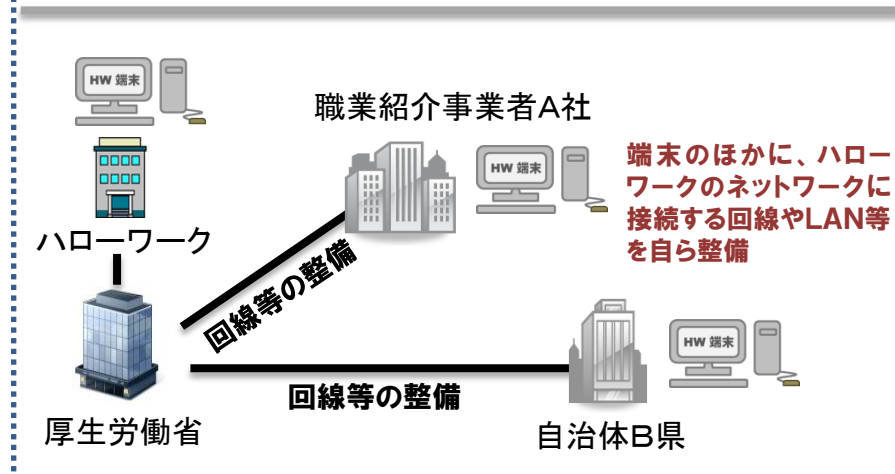
採用決定数1,549件(自治体;760件、民間職業紹介事業者257件(有料255件、無料2件)、学校等; 532件)

実施方法(イメージ)

- 具体的な実施方法として、2つの方式(①求人端末提供方式、②データ提供方式)を準備。
- 民間人材ビジネス等は、希望に応じて、実施方式を選択できる(併用も可)ようにし、その利便性を高めている。

① 求人情報提供端末方式

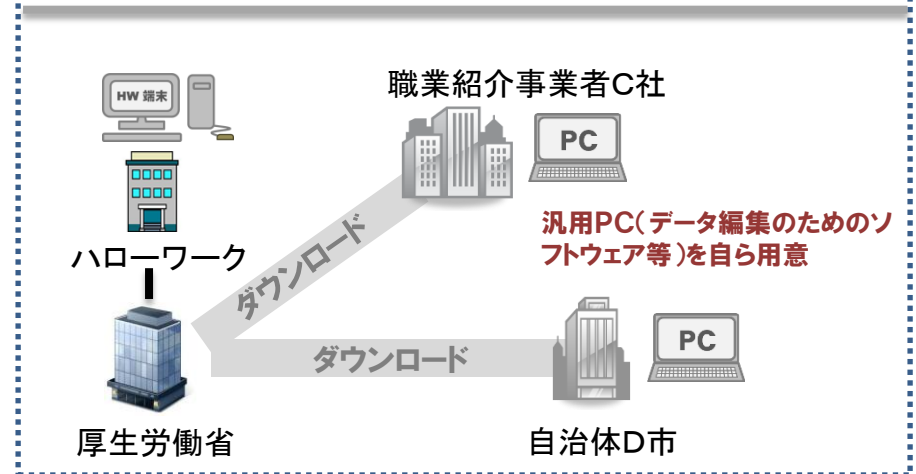
- ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置していただく。



⇒ ハローワークの端末と同等の操作性

② データ提供方式

- 求人情報データをインターネット回線でダウンロード。汎用PCで当該データを使用。



⇒ 独自のデータ編集等が可能

求人情報オンライン提供に関するアンケート結果①

1 データの提供方法と加工、ダウンロード頻度について

- データ提供方法は、ほとんどの自治体で「データ提供方式(CSV形式)」(表1)
- データ提供方式のうち、9割以上の自治体がデータ加工をしていない(表2)
- データ提供方式のうち、半数以上の自治体が毎日ダウンロードしている一方、1週間に1～2回が2割弱、それ以下が25%程度となっている。毎日ダウンロードしない自治体の理由については、「職業紹介、職業相談の機会が少ないため」「掲載求人の内容に1日単位では大幅な変化がないため」が多い(表3)

(表1)

	機関数	(比率)
求人情報提供端末方式	3	1.3%
データ提供方式(API方式)	2	0.8%
データ提供方式(CSV方式)	235	97.9%
合計	240	100.0%

(表2)

	機関数	(比率)
データ加工している	21	8.9%
データ加工していない	216	91.1%
毎日ダウンロードしている	132	55.7%
1週間に1、2回ダウンロードしている	44	18.6%
月に1、2回ダウンロードしている	33	13.9%
ほとんど又は全くダウンロードしていない	28	11.8%

(表3:MA)

	機関数	(比率)
掲載求人の内容に1日単位では大幅な変化がないため	43	41.0%
職業紹介、職業相談の機会が少ない(ない)ため	45	42.9%
(ほぼ)自治体の求人により職業紹介を行っており、必要性が低い	9	8.6%
データのダウンロードに手間がかかるため	16	15.2%
データの編集に手間がかかるため	11	10.5%
指定されたダウンロード時間帯にダウンロードすることができないため	13	12.4%
その他	24	22.9%

求人情報オンライン提供に関するアンケート結果②

2 地方自治体の利用者への求人情報の提供方法について

- 利用者への求人情報の提供方法は、「ダウンロードしたデータを直接閲覧させず、相談時に職員手持ちとして利用」、「求人情報を印刷したものを掲示・配布」が多数(表4)

(表4:MA)

	機関数	(比率)
端末を利用者が閲覧できるようにしている (データ提供方式で無料ソフトウェア使用を含む)	46	19.2%
求人情報を印刷したものを掲示・配布	105	43.8%
ダウンロードしたデータを直接閲覧させず、相談時に職員手持ちとして利用	113	47.1%
その他	45	18.8%
合計	240	100.0%

3 求人情報のオンライン提供を受けることとした理由

- 求人情報のオンライン提供を受けることとした理由は、「自治体では十分な求人を確保できないため」が最多であり、次いで、「ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため」、「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たかったため」が多い(表5)

(表5:MA)

	機関数	(比率)
自治体では十分な求人を確保できないため	111	46.3%
自治体県域外の求人情報が必要であったため	34	14.2%
近くにHWがなかったため	23	9.6%
リアルタイムでハローワークの求人情報を得たかったため	92	38.3%
ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため	99	41.3%
その他	38	15.8%
合計	240	100.0%

求人情報オンライン提供に関するアンケート結果③

4 求人情報のオンライン提供の評価と提供対象者、評価の理由

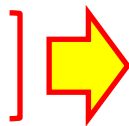
- 求人情報オンライン提供に関する評価は、6割以上の自治体が有意義であると評価(表6)
- 有意義であると評価した自治体のうち、情報提供対象者は多岐にわたるが、「一般求職者」、「生活保護受給者」、「女性」が特に多い(表7)
- 評価の理由については、「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった」と「評価をするには期間が短い」が多く、次いで「労働局・ハローワークとの連携が以前より増えた」が多くなっている(表8)

(表6)

	機関数	(比率)	
大変有意義である	36	15.0%	62.5%
有意義である	114	47.5%	
どちらともいえない	80	33.3%	33.3%
あまり有意義ではない	9	3.8%	4.2%
全く有意義ではない	1	0.4%	
合計	240	100.0%	100.0%

(表7:MA)

	機関数	(比率)
一般求職者	83	55.3%
生活保護受給者	70	46.7%
UIJターン希望者	42	28.0%
若年者	55	36.7%
女性	63	42.0%
高年齢者	51	34.0%
障害者	40	26.7%
その他	25	16.7%



(表8:MA)

	機関数	(比率)
労働局・ハローワークとの連携が以前より増えた	47	19.6%
オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった	62	25.8%
住民の満足感につながっている	39	16.3%
評価をするには期間が短い	62	25.8%
利用者のマッチングにつながっていない	16	6.7%
求人情報の利便性が低い	25	10.4%
その他	57	23.8%
合計	240	100.0%

求人情報オンライン提供に関するアンケート結果④

5 求人情報のオンライン提供を受けることとした理由別の評価

○ 求人情報オンライン提供を受けることとした理由別に評価を見ると、いずれの理由（「その他」を除く）でも「有意義である」が最多となっており、「大変有意義である」と合わせると5割を超える評価となっている

特に、「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たかったため」と「近くにハローワークがなかったため」では「有意義である」の割合が高くなっている

一方、「自治体では十分な求人を確保できないため」、「近くにハローワークがなかったため」、「ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため」においては、「どちらとも言えない」が3割を超えている（表9）

（表9）

提供を受けた理由 評価	大変 有意義である	有意義である	どちらとも 言えない	あまり有意義では ない	全く有意義ではな い	自治体数
自治体では十分な求人を確保できないため (比率)	20 18.0%	55 49.5%	34 30.6%	1 0.9%	1 0.9%	111
自治体圏域外の求人情報が必要であったため (比率)	8 23.5%	16 47.1%	8 23.5%	2 5.9%	0 0.0%	34
近くにハローワークがなかったため (比率)	2 8.7%	12 52.2%	7 30.4%	2 8.7%	0 0.0%	23
リアルタイムでハローワークの求人情報を得たかったため (比率)	18 19.6%	51 55.4%	20 21.7%	2 2.2%	1 1.1%	92
ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため (比率)	17 17.2%	48 48.5%	31 31.3%	3 3.0%	0 0.0%	99
その他 (比率)	4 10.5%	14 36.8%	17 44.7%	3 7.9%	0 0.0%	38

求人情報オンライン提供に関するアンケート結果⑤

6 求人情報のオンライン提供の評価別評価の理由

○ 求人情報オンライン提供の評価別に評価の理由を見ると、「有意義である」と回答した自治体において、「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった」、「局・所との連携が以前より増えた」、「住民の満足感につながっている」が多くなっている

また、「大変有意義である」と回答した自治体において、特に「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった」が多くなっている。

「どちらともいえない」と評価した自治体では、半数以上は「評価をするには期間が短い」と回答している（表10）

（表10）

評価の理由 評価	局・所との連携が 以前より増えた	オンライン提供により職業 紹介の実績が上がった（で きるようになった）	住民の満足感につ ながっている	評価をするには期 間が短い	利用者のマッチン グにつながってい ない	求人情報の利便性 が低い	その他	自治体数
大変有意義である (比率)	13 36.1%	22 61.1%	12 33.3%	1 2.8%	1 2.8%	0 0.0%	4 11.1%	36
有意義である (比率)	33 28.9%	39 34.2%	27 23.7%	15 13.2%	2 1.8%	4 3.5%	31 27.2%	114
どちらともいえない (比率)	1 1.3%	1 1.3%	0 0.0%	45 56.3%	10 12.5%	14 17.5%	21 26.3%	80
あまり有意義ではない (比率)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	3 33.3%	6 66.7%	1 11.1%	9
全く有意義ではない (比率)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1

求人情報オンライン提供に関するアンケート結果⑥

【利用自治体の主な意見、活用方法等】

- 単にオンラインで情報を得るだけでなく、ハローワークに出向いて職員との情報交換や求職者を引率しての三者面談等を実施している。
- オンライン提供に基づく情報提供により、利用者がハローワークに行くきっかけになったり、キャリアカウンセリングの一環として求人情報の閲覧ができることが効果的である。
- 求人情報を予め提供することで、ハローワークでの求人検索時間が短縮され、ハローワーク担当者との面談が有意義なものとなっている。
- 高齢者、引きこもりの若者等、阻害要因があってハローワークに行けない方に情報提供ができ、大変効果的なサービスとなっている。
- 求職者本人がやる気になっているときに最新の求人情報を提供することができ、就労意欲につながりやすい。
- 移住や就職に前向きに行動する求職者が増えた。
- 独自のUターン就職情報サイトに掲載し、マッチングに活用している。
- 被保護者世帯の調査時に、求人情報を印刷したものを掲示・配布している。
- 市場ニーズの把握に役立っている。

【上手く活用できていない自治体の意見等】

- 担当職員を十分に配置できず、直接ハローワークの職員に聞いた方が効率が良い。

【改善要望】

- すべてのハローワーク求人を閲覧できるようにしてほしい。または提供求人数を増やしてほしい。
- (データ提供方式の場合) 求人の写真情報や地図情報を閲覧可能としてほしい。
- 更新頻度を高くし、データ提供方式でも午後や当日のうちに情報を更新してほしい。
- 自治体が紹介状を発行する際に事業主への説明が手間となっている。求人情報をハローワーク以外にも提供していることについて、十分な周知をお願いしたい。
- ブラック企業情報など、求人票に記載されていない情報の共有を図ってほしい。

求人情報オンライン提供実施自治体へのアンケート概要

(1) 調査目的

求人情報のオンライン提供を利用している地方自治体に、これまでの利用状況、課題等を確認し、今後のあり方の検討のための基礎資料とする。

(2) 調査対象

平成26年9月1日時点で求人情報のオンライン提供を利用する全ての地方自治体(219自治体)。

(3) 調査方法

都道府県労働局から各地方自治体に対してメール等により調査。

(4) 調査期間

平成27年4月27日～5月29日

(5) 回答自治体数

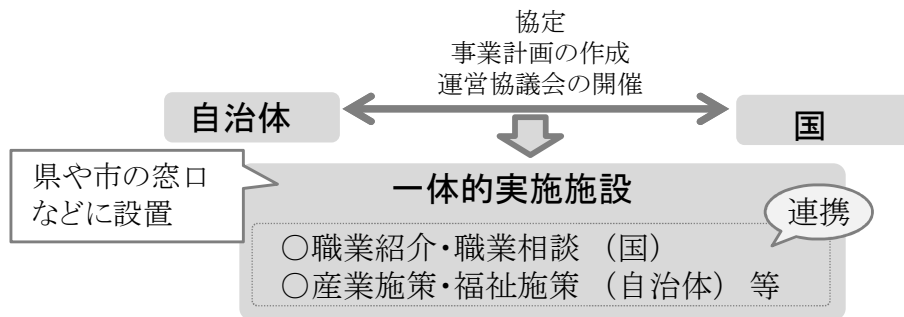
196自治体(オンライン提供情報を利用する機関数240)

参 考 資 料

「一体的実施事業」について

- 一体的実施は、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業。具体的には、以下の仕組みを導入し、地方自治体主導でハローワークと一体となった様々な工夫を行っている。
 - ① 地方自治体の提案に基づき、国と地方自治体が協議して事業内容を決定し、協定の締結、年度計画の策定等により実施
 - ② 地方自治体と国等により設置された運営協議会で実施状況を相互に確認し、事業改善や連携強化
- 地方自治体からは、①住民の利便性向上につながること、②スピーディな連携が可能なこと、③生活保護受給者等に対する支援の効果が上がること(就職者数の増加など)、④生活保護受給者等に対する支援のコストが削減されること、⑤連携基盤が確立すること、などの効果があると評価されている。

一体的実施について



新宿区・ハローワーク新宿の事業例

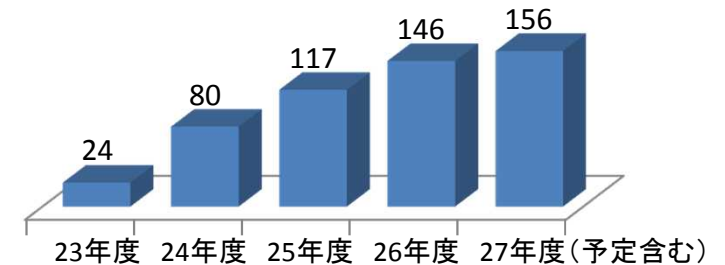
福祉担当課が入居する区庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を設置。国の職員が完全予約制・担当者制で職業相談等を行うなど、区とハローワークの連携により、福祉から就労までの一体的支援等を実施。

【区＝福祉サービス、相談の実施等 国＝職業紹介・職業相談の実施等】



平成27年7月1日時点

33道府県(54箇所)、116市区町(221箇所)で実施



【平成26年度実績】

- 就職件数 79,273人(うち生活保護受給者等は12,621人)
- 221拠点のうち、194拠点で目標を達成(一部達成も含む)
- 利用者(求職者)から高い評価。地域の労使からも高い評価。(全体として94.9%の利用者が満足と回答。8割以上の施設で90%以上の満足度を達成)
- 実施自治体からは取組を評価されており、事業の継続を強く求められている。

一体的実施の進捗状況について

一体的実施を実施中の自治体 **計 149自治体(33道府県、116市区町)** 平成27年7月1日時点

都道府県(33)	市区町村(116)
北海道、青森県、岩手県、 山形県、千葉県、神奈川県 新潟県、富山県、石川県、 山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県 島根県、広島県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県、 福岡県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、沖縄県	【北海道】札幌市、函館市、旭川市、北見市 【東北】弘前市、八戸市、盛岡市、仙台市、福島市、郡山市 【関東】宇都宮市、茂木町、前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、 鴻巣市、志木市、寄居町、草加市、千葉市、柏市、市川市、船橋市、松戸市、港区、新宿区、台 東区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、板橋区、練馬区、足立区、江東区、 大田区、江戸川区、世田谷区、荒川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、横浜市、川崎市、 相模原市、横須賀市、綾瀬市、藤沢市 【中部】新潟市、金沢市、甲府市、北杜市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、富士市、 名古屋市、岡崎市、豊田市、大府市、豊橋市 【近畿】四日市市、松阪市、大津市、湖南市、野洲市、京都市、舞鶴市、大阪市、堺市、豊中市、 岸和田市、高槻市、枚方市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市、姫路市、尼崎市、 奈良市、王寺町、和歌山市 【中国】江津市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、呉市、下関市 【四国】徳島市、高松市、高知市 【九州】北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、佐賀市、鳥栖市、長崎市、熊本市、宮崎市、延岡市 【沖縄】那覇市

【現在、実施に向けて調整中の自治体】

計 7市

市区町村(7)
長野市、みよし市、寝屋川市、守口市、東大阪市、天理市、唐津市

一体的実施の実施自治体数の推移

○ 平成23年6月より事業を開始。着実に実施自治体・実施拠点数が増加し、計146自治体268箇所。

《平成23年度》	24自治体	(計27箇所)
《平成24年度》	80自治体	(計106箇所)
《平成25年度》	117自治体	(計202箇所)
《平成26年度》	<u>146自治体</u>	<u>(計268箇所)</u>

※年度末時点の設置拠点数

23
年度

5道県

北海道、青森県、新潟県、広島県、長崎県

19市区

札幌市、さいたま市、川口市、秩父市、所沢市、志木市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、高山市、名古屋市、大府市、湖南市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、北九州市

24
年度

24府県

岩手県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、沖縄県

32市区町

函館市、旭川市、北見市、弘前市、川越市、鴻巣市、寄居町、千葉市、杉並区、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、岐阜市、大垣市、静岡市、富士市、岡崎市、豊田市、京都市、大阪市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、岡山市、広島市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

25
年度

3府県

山形県、大阪府、兵庫県

34市区

盛岡市、仙台市、郡山市、宇都宮市、前橋市、高崎市、柏市、葛飾区、練馬区、足立区、江東区、大田区、江戸川区、世田谷区、荒川区、八王子市、横浜市、川崎市、横須賀市、金沢市、浜松市、豊橋市、大津市、野州市、堺市、豊中市、丹波市、奈良市、徳島市、高松市、高知市、熊本市、宮崎市、那覇市

26
年度

1県

宮崎県

28市区町

八戸市、茂木町、市川市、船橋市、松戸市、港区、台東区、板橋区、豊島区、府中市、調布市、町田市、藤沢市、甲府市、四日市市、松阪市、舞鶴市、岸和田市、高槻市、枚方市、姫路市、尼崎市、王寺町、和歌山市、呉市、下関市、飯塚市、長崎市

※ 下線部を引いた自治体は、運営協議会に労使の代表が参加しているもの(H27.3末時点。14府県35市町)。それ以外の自治体でも、地方労働審議会(各労働局に設置)への説明等を実施。

国及び地方自治体が実施する業務

- 都道府県では、地域の課題に応じてターゲットとする対象者を特定して就労支援を実施する自治体が多い。
- 市区町(基礎自治体)では、生活相談など福祉業務を実施する自治体が多い。

→ 地域の実情に応じた地方自治体の業務と、国の行う職業紹介を組み合わせ、効果的な就職支援を実現

業務の内容

《国の業務》 → 国は無料職業紹介を実施 ※事業主支援に特化した北海道の一体的実施等を除く。

《地方自治体の業務》 → 各地域の実情に応じたさまざまな支援を実施

① 福祉業務 : 102自治体(195拠点)

例: 生活保護・児童扶養手当受給・住宅手当受給の相談(新宿区、宇都宮市、川口市等)、障害者支援(湖南市、総社市等)

② 若者、女性、中高年齢者向けの就労支援 : 77自治体(120拠点)

例: 若者や女性向けカウンセリング(青森県、広島県等)、中高年齢者向け就職相談(福岡県等)

③ 事業主支援 : 14自治体(15拠点)

例: 特に中小企業を対象に、助成金制度等の相談(北海道等)、企業の人材確保支援(長崎県等)

④ 内職あっせん : 10自治体(11拠点)

例: 在宅ワークを希望する方に対する内職あっせん(品川区、秩父市等)

⑤ U・Iターン支援 : 6自治体(6拠点)

例: 東京等に在住するU・Iターン希望者に対して住居相談等を実施(新潟県、山梨県、長野県)

⑥ その他 : 20自治体(22拠点)

例: 心理相談(大府市)、日系外国人に対する就労支援(総社市)

※複数のサービスを実施する場合があるため、重複計上している。

支援対象者について

- 地方自治体(施設)ごとに、支援対象者は様々であるが、生活保護受給者等を対象としたものが最も多い。
- 生活保護世帯が増加する中で、就職が難しい生活保護受給者等に対して本取組が成果を上げていることから、平成26年度は、生活保護受給者等を支援対象とした一体的実施を大幅に増加した。

主な支援対象者

① 生活保護受給者等	・・・	87	自治体	(児童扶養手当・住宅支援給付受給者等を含む。)
② 障害者	・・・	15	自治体	
③ 子育て中の者	・・・	26	自治体	
④ 若年者	・・・	33	自治体	
⑤ 一般求職者等	・・・	72	自治体	(支援対象者を特に限定しない取組を実施する場合を含む。)
⑥ その他(事業主、外国人など)	・・・	24	自治体	

※複数の支援対象者を設定している場合があるため、重複計上している。

※ 生活保護受給者等に対する支援

- 生活保護受給者等に対する支援を行う取組み : **86自治体**(160拠点)
(生活保護受給者等の就職 12,621人)
※ハローワーク窓口での職業紹介による就職
- 福祉事務所内等に一体的実施の窓口を設け、自治体の生活保護に係る業務と国の職業紹介を一体的に実施。生活相談から就職支援に円滑につながることが可能になり、効果を上げている。

地方自治体とハローワークの「一体的実施」の例（主なもの）

青森県・ハローワーク青森

（事業開始日：平成23年11月9日）

「ハローワークヤングプラザ」（国）、「ジョブカフェあおもり」（県）、「あおもり若者サポートステーション」（国）の3施設を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的に運営し、若年者の就職支援の機能強化

< 特色 >

若年者就職支援の関係機関を一体的に運営

- ・総合案内窓口を設置し利便性向上
- ・若年者の支援機関によるチーム支援の実施
- ・関係機関の間の個人情報共有の仕組みを確立



< 26年度取組状況 >

- ◆新規チーム支援対象者数＝74人（年度目標70人）
- ◆上記の就職率＝78.4%（年度目標50.0%）

総社市

（事業開始日：平成23年7月1日）

ハローワーク内に「就労支援ルーム」を設置し、市とハローワークの担当者で「就労支援チーム」を組み、生活保護受給者、障害者、日系外国人等に対する一体的支援等を実施

< 特色 >

市の条例を踏まえた障害者への支援

総社市の「障がい者千人雇用推進条例」を踏まえ、障害者に対し、「福祉から就労」に向けてマンツーマンでワンストップの支援を実施

日系外国人への就労支援

日系外国人が多いという地域の事情から、全国的にもまれな日系外国人へのチーム支援を実施するとともに、ポルトガル語の通訳者を配置。

全国で初めてハローワークに自治体職員を常駐

- < 26年度取組状況 > 障害者の就職率 67.5%（年度目標60%）
日系外国人の就職率 44.8%（年度目標50%）

川口市

（事業開始日：平成23年12月1日）

市の福祉事務所に「就労支援コーナー」を設置。

市とハローワークの連携により、市役所に訪れる市民に対する福祉から就労までの支援をワンストップで実施

< 特色 >

- ・生活保護受給者等に対し、「就労支援コーナー」で、国の相談員が職業相談・職業紹介を実施
- ・生活保護受給者等に見合った求人の確保を目的として、求人開拓を実施
- ・面接の受け方や履歴書の書き方等のセミナーを開催

< 26年度取組状況 >

- ◆就職者数＝445人（うち紹介就職355人）
（年度目標276人（うち紹介就職193人））



宇都宮市・ハローワーク宇都宮

（事業開始日：平成25年7月1日）

市の福祉事務所に設置する「みやハローワーク就労支援コーナー」（常設窓口）に加え、市のサービスの実施時期に合わせハローワークの臨時窓口を設置し、ワンストップで効率的かつ効果的なサービスを実施

< 特色 >

現状届の受付期間に、ハローワークの臨時窓口を設置

8月は、児童扶養手当現況届の受付期間であり、児童扶養手当受給者の多くの来庁が見込まれるため、臨時の相談はハローワークコーナーを市役所の子ども家庭課に設置し、支援候補者となるひとり親に対し職業相談を実施。必要に応じ、一体的実施施設へ誘導。

みやハローワーク就労支援コーナー< 26年度取組状況 >

- ◆支援対象者数 265人（年度目標220人）
- ◆就職者数 188人（年度目標130人）



国と地方自治体の雇用対策協定について

- 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成27年7月末時点)】 計35自治体(15都道府県19市1町)

【都道府県】

- ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月)
- ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月)
- ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月)
- ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月)
- ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月)

【市町村】

- ①北九州市(22年3月) ②横浜市(23年1月) ③福岡市(23年3月) ④久留米市(24年3月)
- ⑤宮古島市(25年1月) ⑥広島市(25年1月) ⑦堺市(25年11月) ⑧鳴門市(26年11月)
- ⑨神山村(27年1月) ⑩三好市(27年2月) ⑪阿南市(27年3月) ⑫熊本市(27年3月)
- ⑬沖縄市(27年3月) ⑭浜松市(27年3月) ⑮美馬市(27年5月) ⑯太田市(27年5月)
- ⑰館山市(27年6月) ⑱吉野川市(27年6月) ⑲総社市(27年7月) ⑳小松島市(27年7月)

北海道雇用対策協定

- 北海道と北海道労働局は、北海道の雇用失業情勢の改善を図ることを目的に、相互が連携し、それぞれの施策を一体的に実施するため、「北海道雇用対策協定」を平成24年12月4日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成27年度は、北海道の「ジョブカフェ北海道」と国の「ヤングハローワーク」の一体的運営や、ものづくり産業への人材確保支援などに取り組む。



平成24年12月4日
北海道雇用対策協定 調印式

奈良県雇用対策協定

- 奈良県と奈良労働局は、求職者の就職の促進と県内企業の人材確保支援を図るため、雇用対策に関する施策を一体的に実施する「奈良県雇用対策協定」を平成25年6月7日に締結。
- 協定においては、協定で定めた事業の実施のため、相互に必要な要請を行うことができ、要請には誠実に対応することとした。
- 平成27年度は、若者と県内企業のマッチングの強化、女性の就業支援の強化、県内立地企業の人材確保などに取り組む。



平成25年6月7日
奈良県雇用対策協定 締結式

地域主権戦略会議(21年11月～25年3月)での議論について

- 民主党政権の下で、総理大臣を議長とし、地方公共団体の首長や有識者等を構成員とする「地域主権戦略会議」を設置して、地域主権改革について議論。(労使は構成員に含まれず。)
- 「国の出先機関の原則廃止・抜本改革」との政府方針の下、
 - ・ 「一体的実施」を3年程度実施
 - ・ 東西1か所ずつ「ハローワーク特区」を実施
 - ・ 一体的実施とハローワーク特区を進め、その成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、地方公共団体への権限移譲について検討することとされた。(直ちに地方への移管等を求められていない。)

アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～(H22.12.28閣議決定)(抄)

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

(3) 公共職業安定所(ハローワーク)

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

ハローワークの地方移管に対する労使の意見

○ 労使ともハローワークの地方移管に反対の立場。

○ 国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化すべきと指摘。

※ 平成21年2月、平成22年4月の二度にわたり、この旨の意見書を労働政策審議会としてとりまとめている。

労働政策審議会の意見書

「地方分権改革に関する意見」（平成21年2月5日 舩添要一厚生労働大臣宛 労働政策審議会意見書）（抜粋）

1 ハローワークの縮小について

（前略）

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当ではなく、国が責任をもって直接実施する必要がある、これは先進諸国における国際標準である。

① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。

② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。

③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。

④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

（中略）

一方で、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。（後略）

ハローワーク特区等の成果と課題の検証について

平成 27 年 6 月 30 日
全 国 知 事 会

○ハローワークに対する全国知事会の考え方

全国知事会は平成 22 年以来、就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用政策の展開ができることなどを理由に、ハローワークの地方移管を提案しているところ。

○ハローワークの地方移管に対する国の考え方

国は、「アクション・プラン」(H22. 12. 28 閣議決定)において、一体的実施、ハローワーク特区を「3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証する」としたほか、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(H27. 1. 30 閣議決定)においても、これらの取組の「成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、これらの事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。」としている。

○全国知事会における成果と課題の検証

国による一体的実施、ハローワーク特区等についての成果と課題の検証が見込まれるところであるが、全国知事会としても成果と課題の検証を行い、その結果を取りまとめた。

1. ハローワークの地方移管の早期実現を

- ・一体的実施、ハローワーク特区の成果は、全国知事会がこれまで指摘してきたハローワークの地方移管の効果を実証している。
- ・同時に、一体的実施、ハローワーク特区には限界がある。これらの課題は、都道府県がハローワークの移管を受けることによって解決可能。

2. ハローワークの地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を

- ①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長
- ②ハローワーク特区の実施箇所拡大
- ③国の意思決定の迅速化（自治体からの提案に対する迅速な対応）
- ④一体的実施におけるハローワークの就職実績の積極的な情報提供
- ⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大（雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付など）
- ⑥ハローワーク特区の内容充実（実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにする）
- ⑦オンライン提供されるハローワーク求人情報の数・内容の充実
- ⑧地方が開拓した求人情報の反映（独自の産業政策や求人開拓を通じて受け付けた求人情報のハローワークの求人情報システムへの反映）

今後、ハローワークの地方移管に向け、国においても一体的実施、ハローワーク特区等について成果と課題の検証を早急に行うよう求める。

1. はじめに

(1) 全国知事会の立場

地域における雇用の確保はまちづくりの要諦であり、地方創生に向けた取組の中で最も重点が置かれるべき課題の一つである。このため、地方ではかねてから求職者の能力・適性に応じた就職相談、次代を担う人材の育成や職業訓練、新たな雇用を生み出す産業政策などに重点的に取り組んできた。

これらの取組にハローワークの無料職業紹介を付加し、地方が一貫して実施することにより、次のような効果が期待できる。

- ① 就職相談、職業訓練から職業紹介まで就職に関するサービスを一貫して受けることができるようになる
- ② 特に若者、女性、生活困窮者、障害者等については、生活・住居・子育て支援・福祉等の総合的支援を行っている地方のノウハウを活かし、きめ細かい支援をワンストップで受けることができるようになる
- ③ 求職者が遠方のハローワークに出向くことなく、身近な場所で継続的な支援を受けることができるようになる
- ④ 企業誘致や新産業育成など地方が行う産業政策と一体化して求人開拓を行うことで地域活力の向上につなげる「攻めの雇用政策」ができるようになる

このため、全国知事会は、平成 22 年 7 月、「国の出先機関の原則廃止に向けて」を取りまとめ、以来、ハローワークの地方移管を提案している（別紙 1）。

(2) 一体的実施、ハローワーク特区

これに対し、国は、平成 22 年 12 月、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（別紙 2）を閣議決定し、

- ・「国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者等の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。」
- ・「その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。」とした。併せて、「当該一体的な実施を 3 年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証する」としている¹。

このアクション・プランに基づき、平成 23 年 6 月から、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務を一体的に提供する事業（以下、「一体的実施」という。）が順次開始されている。（図 1－1）

また、平成 23 年 12 月 26 日、第 15 回地域主権戦略会議は「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（別紙 3）を了承し、「特区制度を活用して、試行的に、東西一か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う」こととした。これに基づき、平成 24 年 10 月から「ハローワーク特区」として開始されて現在に至っている。（図 1－2）

(3) 求人情報のオンライン提供

さらに、国は、平成 25 年 6 月、内閣府地方分権改革有識者会議に雇用対策部会を設

¹ 特区協定に関する厚生労働省令では「当分の間」とされている。

置して、無料職業紹介に関する事務・権限の見直しの方向性に関する議論を行い、8月に報告書を取りまとめて、「ハローワークの求人情報を地方公共団体に提供する取組を、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の観点から、積極的に進めるべきである」とした（別紙4）²。これに基づき、平成26年9月からハローワークの保有する求人情報の地方自治体へのオンライン提供が開始された³。（図1－3）

求人情報データをインターネット回線でダウンロードし、汎用パソコンで当該データを使用する「データ提供方式」と、ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置し、同等の操作性を実現する「求人情報提供端末方式」の2つの実施方式がある。前者については、敢えて新たな機器等を導入することなく、既存機器等の活用が可能であり、費用負担なしで簡易な求人情報提供端末として求人情報の検索・閲覧を可能とするための無料ソフトウェアが国から提供されている。

後者についても、平成27年9月からは既存機器等の活用が可能となるよう改善される⁴。また、より簡便な方法で接続・利用が可能になり、各団体が独自の条件で求人情報の検索を行うことができるようになるほか、現在、個々に問い合わせで回答を得ている求人応募状況についてオンラインによりリアルタイムで情報を得ることができるようになるとされている。

（4）成果と課題の検証等の必要性

前述のとおり、国は「当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証する」としているが、平成27年6月現在、一体的実施は平成23年6月の順次開始から4年、ハローワーク特区は平成24年10月の開始から2年8か月が経過した。この中で、成果は着実に上がっているが、同時に課題も明らかになっている。

また、求人情報のオンライン提供については、9か月が経過したばかりであるが、多くの団体で取組を既に開始しており、その中で仕組みの改善を求める声が上がっている。

こうした情勢を踏まえて、全国知事会としても成果と課題の検証を行い、その結果を取りまとめるものである。併せて、求人情報のオンライン提供についても、現時点で改善が必要と考えられる事項を整理することとする。

折しも、国は、去る1月30日、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（別紙6）を閣議決定し、「一体的実施」、「ハローワーク特区」、「求人情報の地方自治体へのオンライン提供」など、ハローワークと地方との一層の連携強化とともに、これらの取組の成果と課題を検証することとしている。ハローワークの地方移管に向け、これを早急に行うよう求める。

² 平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略（別紙5）において、労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、希望する地方自治体にハローワークの求人情報を提供し、地方自治体独自の雇用政策等の強化を図ることとした。

³ 厚生労働省HP「ハローワークと地方自治体の連携」によると、平成26年9月1日現在で219団体（43都道府県、176市区町村）から利用申請がされている。

⁴ 求人情報提供端末方式では、切替時に端末設定の見直し、動作確認のための一時経費は必要になる。

図 1－1 一体的実施のスキーム

利用者の様々なニーズに応えるため、国と地方自治体の協議によりハローワークと地方自治体の支援を組み合わせた様々なサービスを実施する。

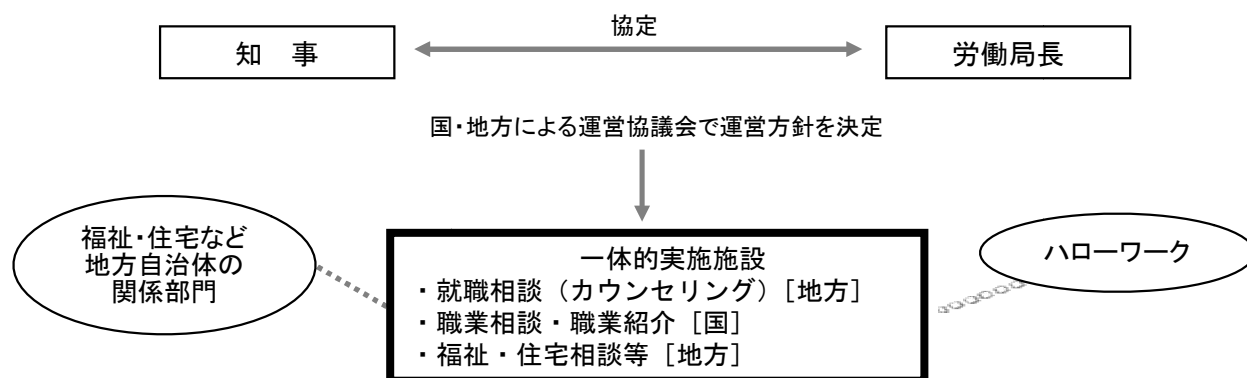


図 1－2 ハローワーク特区のスキーム

ハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況をつくり、地方主導でサービスを改善することにより地方移管のメリットを示す。

協定に基づき、知事は特区の対象となるハローワークの業務に関し、労働局長に必要な指示をすることができる。その指示が法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、指示の内容はハローワークの事業に反映される。

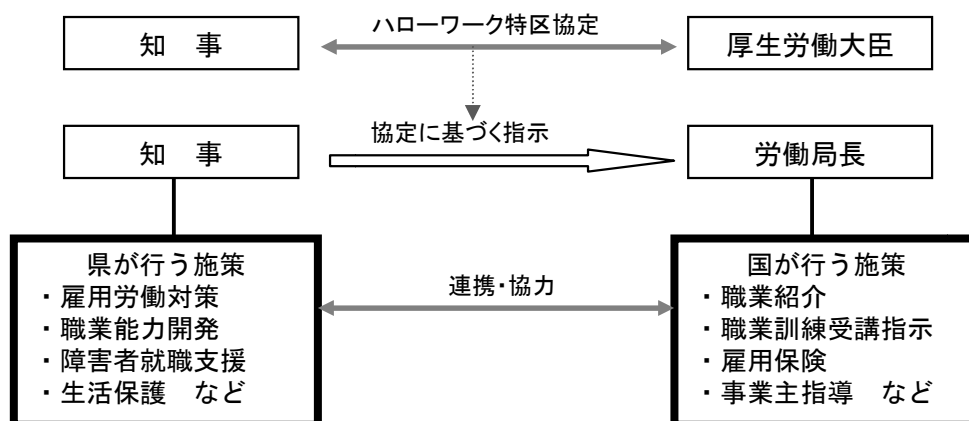
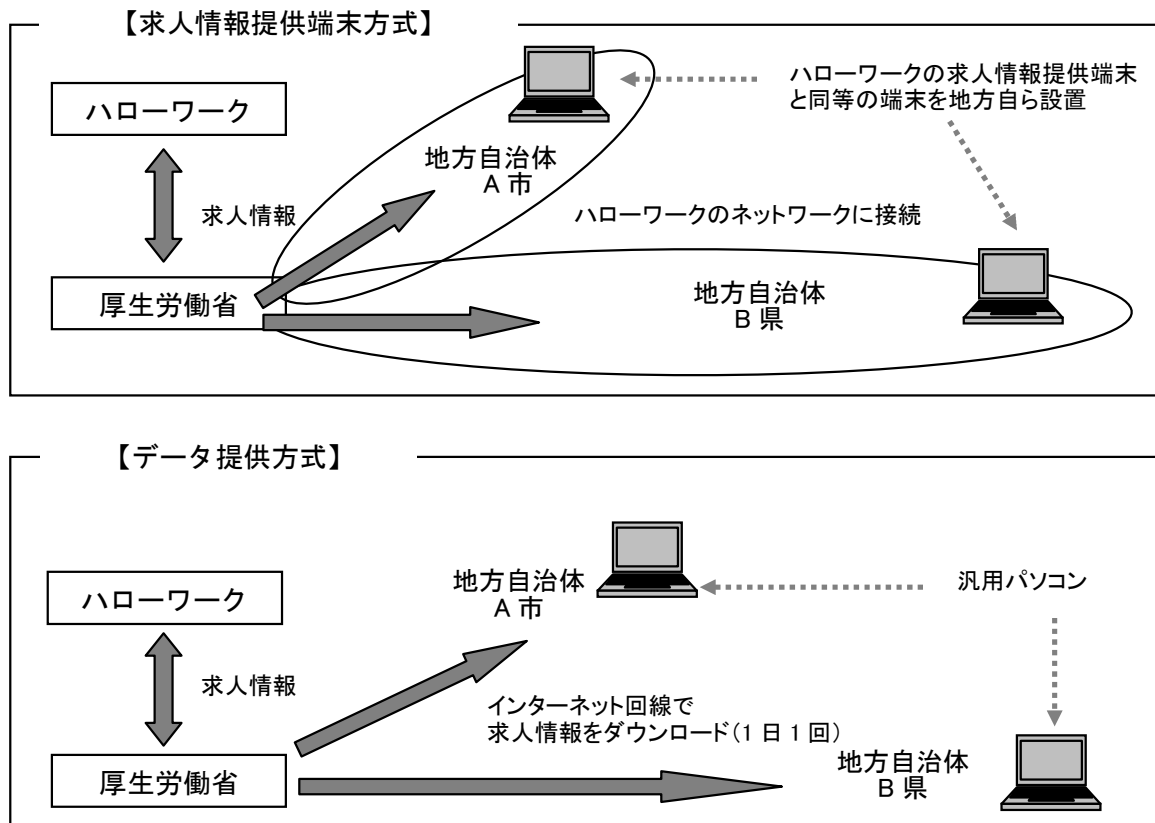


図 1－3 求人情報のオンライン提供のスキーム

ハローワークの求人情報端末と同等の端末を地方が自ら設置し、ハローワークのネットワークに接続して求人情報をリアルタイムで入手する「求人情報提供端末方式」、既存の汎用パソコンを活用して求人情報を1日1回ダウンロードする「データ提供方式」のいずれかによりハローワークの求人情報を活用できる。



2. 一体的実施の成果と課題

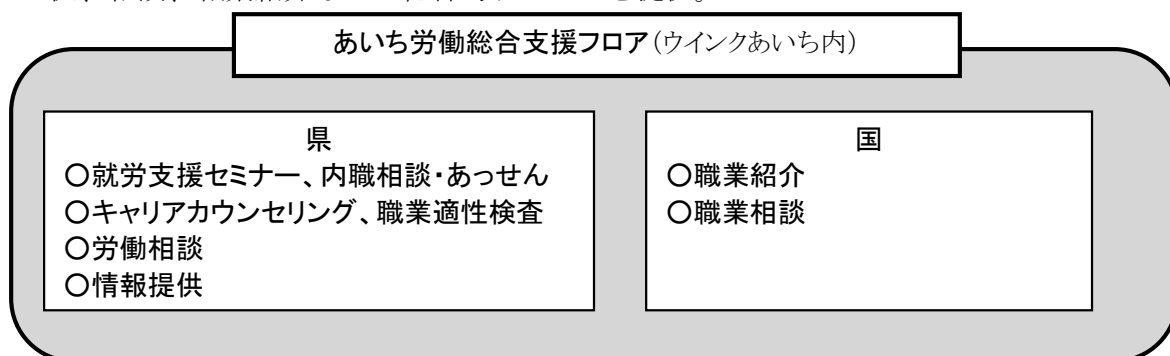
(1) 一体的実施の概要

一体的実施は、平成 27 年 6 月現在、都道府県では 37 団体⁵において実施されており、国が行う職業紹介等のサービスと、地域ニーズを踏まえ地方自治体が独自に提供するサービスを同一の施設内で提供し、利用者の利便性向上を図っている。

図 2－1 一体的実施の展開例

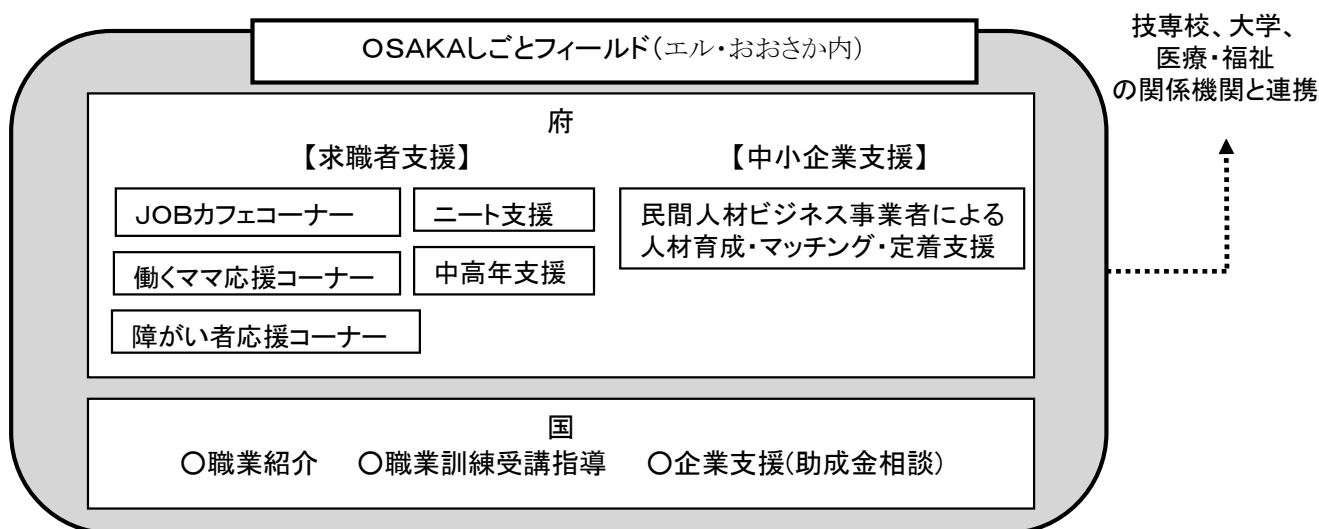
◆愛知県

名古屋駅前の交通至便地に県が設置している「あいち労働総合支援フロア」において、平成 24 年度から「一体的就労支援事業に関する協定」に基づき、労働・就業に関する情報提供、相談、職業紹介などの総合的サービスを提供。



◆大阪府

平成 25 年 9 月に若者、中高年者、障がい者等への総合的な就業支援等を効果的に行う「OSAKAしごとフィールド」を開設。平成 26 年 4 月には、女性の就業支援機能を強化。高等職業技術専門校や大学、医療や福祉など関係機関とのネットワーク構築にも力を入れ、求職者、就業困難者支援とともに、中小企業向けサービスも実施している。



⁵ アクション・プランに基づいて一体的実施として実施している都道府県は 33 団体だが、このほか、アクション・プランに基づかずに、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務を一体的に提供する事業を実施している都道府県が 4 団体存在している。

(2) 一体的実施の成果

一体的実施の成果として、主に以下の点を指摘することができる。

①就職に関する一貫したサービスの提供～就職相談から職業紹介まで～

これまで、求職者は就職相談（カウンセリング）を活用しながら職業紹介を受ける場合、都道府県の就職支援施設等とハローワークの間を行き来しなければならなかった。

しかしながら、37 都道府県において、都道府県が行う就職相談と、国が行う職業紹介について一体的実施に取り組んだことによって就職相談から職業紹介まで同一施設内で対応できるようになり、求職者の利便性は大幅に向上している。

なお、対象者は、各都道府県が地域の実情に応じて、若者（23 団体）、女性（24 団体）、子育て世代（22 団体）、中高年（23 団体）等としている。これらの対象者は単に求人情報を提供するだけでは就職に結びつかないことが多い。就職に結びつけるためには、多くの場合、これらの対象者の能力・適性、置かれた環境等を十分に勘案したきめ細かい就職相談（カウンセリング）と職業紹介の間に適切にフィードバックを繰り返す必要があるが、一体的実施によってこれが可能になり、実績を上げている。

【具体的事例】

■事例 1－1

相談から就職、職場への定着まで、ワンストップで支援する総合就業支援拠点を運営。通常、雇用保険や職業訓練の手続きは住居地のハローワークに行く必要があるが、この施設では、雇用保険や職業訓練など就業に関するハローワークのほぼ全ての手続きを当該施設内で行えるようにしたことにより、利便性が大きく向上した。

大学生・留学生、若年者、中高年齢者や女性など一人一人に専門のキャリア・カウンセラーが担当となってきめ細かいキャリア・カウンセリングを行い、ハローワークコーナーでの職業紹介まで一貫したサポートを実施している。また、ハローワークコーナーにおける職業紹介に合わせ、地方自治体が実施する無料職業紹介事業との二層式の職業紹介により、利用者一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな就職支援が可能となった。

■事例 1－2

若者の早期就職と職場定着を促進するため、地方が行うカウンセリング・セミナー、職業体験講習とハローワークによる職業紹介をアクセスの良い駅前やショッピングセンター内で一体的に実施。県のカウンセリングは担当者制をとっており、求職者一人一人の状況をよく理解した支援ができるため、求職者の信頼を得やすくなっている。ハローワーク単独では一人一人に十分な時間をかけられなかったカウンセリング等を県が担うことにより、職業意識を高めた上で円滑に職業紹介につなげることが可能となった。

■事例 1－3

中高年齢者や子育て中の女性をはじめとした求職者に対する総合支援施設を主要ターミナル駅から徒歩 5 分のビルに設置。就職活動の入口である生活・キャリアプランに関する相談やセミナー（県が担当）から、職業相談・紹介（国が担当）まで、県とハローワークの相談員が常に情報共有しながら同一の施設内で実施することにより、利用者にとって最も効果的な支援を提供している。また、中高年齢者・女性の採用に積極的な企業と求職者との交流会や職場体験会の開催など、就職を応援するイベント・セミナーも実施している。

②求職者に対する総合的な支援の提供～生活資金・住居・子育て支援・福祉等を含めた支援～

求職者の中には生活に困窮し、求職活動中の生活資金や住宅の不安を抱える人も少なくない。出産や育児のために一度家庭に入った女性の再就職のためには保育所をはじめとする子育て支援サービスの確保が課題になることが多い。

一方、生活保護受給者、障害者等を対象として地方自治体が行うケースワークでは適切な福祉サービスの提供と同時に、対象者がその能力・適性に応じた職業に就くことも重要な目標の一つである。また、多くの地方自治体が積極的に取り組んでいる UI ターンの受け入れのためには、地域における就労の場の確保とともに、住居の確保、生活の円滑な立ち上げが必要である。

これらの場合、これまでは、求職者が都道府県・市町村の生活資金・住居・子育て支援・福祉等のサービス提供窓口とハローワークの間を行き来しなければならなかった。

しかしながら、21 団体において、都道府県・市町村が行う生活資金・住居・子育て支援・福祉等の相談と、国が行う職業紹介について一体的実施に取り組んだことによって、求職者は求職・就職を契機として、職業紹介だけでなく、生活資金・住居・子育て支援・福祉等の必要な支援に幅広くアクセスできるようになっている。対象者は、生活保護受給者（7 団体）、障害者（7 団体）、UI ターン希望者（6 団体）、子育て世代（16 団体）、外国人等（2 団体）等としている。

【具体的事例】

■事例 2－1

市内のターミナル駅から徒歩 5 分の施設において、県の生活・就労相談員による住居確保・生活資金などに関する情報提供・相談、国の就職支援ナビゲーターによる職業相談、職業紹介を同一コーナーで提供。自己都合で前職を退職し、家賃などの支払いに困窮していた 40 代男性に対し、就職相談と併せて生活維持のための住宅手当等の公的支援の活用を勧めるとともに、地域の求人状況等に関する情報提供やカウンセリングを含めた支援を行い、就職に結びつけた。

■事例 2－2

国のマザーズコーナーに加え、県が仕事と家庭の両立等への相談対応や保育情報を提供するマザーズ・コンシェルジュを配置したワンストップ支援窓口を開設し、子育て中の女性の就労支援を同一施設内で一体的に行っている。

■事例 2－3

女性・障害者等で特別な支援を必要としている方々を総合的に支援する県のセンターに国の職業相談・職業紹介機能を併設し、女性や障害者の生活面と就労面の支援を一体的に実施。支援対象者の状況に応じてきめ細かな支援を行っている。夫からの DV 被害に遭い県外から転居してきた 60 代女性に対して、常に県、国、本人の 3 者で相談・カウンセリングを実施したことで情報の共有化が図られ、また、県の支援で家探しを、国の支援で就職活動を並行して実施することが可能となり、就職に結びつけた。

■事例 2－4

駅前の複合ビルに設置された施設で、県による若者、UI ターン希望者を対象とした雇用関連サービス、国による一般求職者、新卒、子育て中の求職者向けの職業紹介、就職相談を実施。UI ターン希望者に対しては、県が独自に無料職業紹介を実施するとともに、地域体験機会の提供を実施。

田舎暮らしや農業に興味を持つ他県在住 30 代夫婦は、農業未経験だったため、約 1 年間借家住まいしながら農園で産業体験を実施し、県内で独立し営農に結びついた。

■事例 2－5

県が配置する生活相談員および通訳とハローワークの就職支援ナビゲーターが連携し、住居や生活資金等に関する生活相談での「生活支援」と就労相談から職業紹介までの「雇用支援」を一体的に実施。なお、外国語（スペイン、ポルトガル、カタル語）対応の相談員および通訳を配置することで、外国人を含めた求職者に生活・就労支援を実施。

③身近な場所における継続的な支援の実施

求職者の中には子育て中の女性、高齢者、障害者等、身近な場所における継続的な支援を必要とする方も多いが、これまで、職業紹介を受けるためには、遠方のハローワークに出向かなければならない地域も多く、足が遠のく要因となっていた。

しかしながら、一体的実施では、利便性の高い場所で行われており、29 団体が駅近接地（最大でも徒歩 15 分以内）、5 団体が大型商業施設内で実施しているほか、18 団体が託児サービスを提供するなど、求職者が安心して求職活動を行える環境を整えたことにより、来所しやすくなり、継続的な支援ができるようになっている。

【具体的事例】

■事例 3－1

主要ターミナル駅から徒歩 3 分の複合施設ビル（コンサートホール、フィットネスクラブ、レストランなどを併設）内で、平日 18 時まで、土曜も 17 時まで営業。国のマザーズコーナーに加え、子どもを預けながら落ち着いて相談できるよう保育ルームも設置している。

■事例 3－2

JR、私鉄、地下鉄が交差する主要ターミナル駅から徒歩 3 分、大型商業施設に隣接するビルに開設。県は保育支援員の配置及びキッズコーナーの設置を行うとともに、ベビーカーを横に置いて検索可能なゆとりあるスペースを国が確保するなど女性が利用しやすい環境づくりに取り組んだ結果、主な支援対象である 30～40 代の子育て世代の女性の利用者が増加した。（利用者に占める 30～40 代の割合：70%。子ども同伴の利用者は全体の 30.8%）

■事例 3－3

ハローワーク廃止に伴い、国の取組に先んじて独自に「ふるさとハローワーク」を市役所など住民が利用しやすい施設内に設置。国が相談員、求人情報端末を設置、県が就業支援員を配置、市町が施設の維持管理費を負担し、国・県・市町が協力して職業相談・職業紹介等の一体的実施に取り組んでいる。平成 27 年 7 月より雇用保険業務も段階的に開始されるなど、住民の利便性の維持につながっている。

④企業誘致や新産業育成など産業政策と連携した雇用政策の実施

地方自治体は、企業誘致、新産業の育成、企業の経営革新支援等、様々な産業政策を通じて地域雇用の創出に取り組んでいる。こうした取組の過程では、企業が求める人材の確保について相談を受けたり、求職者と企業とをつなぐ役割を担うこともある。

求人受理や職業紹介はハローワークが行うため、これまでは地方自治体が産業政策を通じて得た生の情報が就職支援のために活かされることはなかったが、4 団体においては、都道府県が行う中小企業支援と、国が行う職業紹介との一体的実施に取り組むことによって、中小企業に対して、地方自治体による各種の支援施策と併せて求人の受理、求職者の紹介・マッチングを行うことができるようになっている。

【具体的事例】

■事例 4－1

産業部門とリンクした支援を行うため、企業に対し経営面での支援を行う産業支援機関（中小企業総合支援センター）と連携し、一体的実施施設において中小企業や創業者等に対して経営面・雇用面での支援をワンストップで提供している。

中小企業等が創業や事業拡大・新分野進出・新商品開発等を行うに際して、経営相談・資金申込受付、各種雇用助成金活用の相談・申請受付、求人の受理などの人材確保等の一体的・総合的な支援を行い、相談者のニーズに合ったサービスを提供している。

■事例 4－2

一体的実施施設に中小企業の人材確保・定着支援を行う「中小企業支援コーナー」を設置。県の商工部門と連携し、求職者向け業界セミナーや企業向け人材確保・定着支援セミナーを開催した。また、地域金融機関や商工会・商工会議所等と連携した就職支援を実施。県が振興するものづくり企業など、優良中小企業や成長企業と若者等とのマッチングを促進した。

こうした取組に加え、豊富な求人情報を持つハローワークときめ細かな就職支援を行う一体的運用を実施したことにより、前年度より就職決定者数が増加。産業の活性化に人材面で寄与した。

■事例 4－3

人材確保に課題を持つ中小企業等を支援するため、人材確保に関するあらゆる相談、企業の魅力発信のアドバイス、求職者との交流を通じた人材確保から定着支援、求人受付、各種雇用助成金支給申請の取次、雇用保険の資格取得・喪失手続などを同一の施設内でトータル支援している。

中小企業の採用力・人材定着力を高めるコンサルティングにも注力し、魅力ある求人票の作成・面接時のポイント等の個別相談、中小企業診断士・社労士・IT コンサルタントによる助成金・就業規則・IT 活用等の専門的な相談等を行っている。企業の採用支援、求職者の特性に合わせた各種企業説明会を年間 200 回以上開催するなどの取組により、企業と求職者のマッチングの成果が上がっている。

■事例 4－4

専門的知識・技術等有する概ね 55 歳以上の高齢者と、そうした人材（高齢者）を求める企業とのマッチングを促進するため、労働局・公共職業安定所と一体となって、平成 24 年 10 月に「シニア専門人材バンク」を開設し、高齢者の就業と県内企業の人材確保を支援している。

平成 24 年 10 月の開設以来、多く的高齢者や企業の利用があり、平成 27 年 3 月末現在で登録者が 1,346 人、うち 779 人の方の就職が決定するとともに、登録企業も 718 社となるなど着実に成果をあげている。

(3) 一体的実施の課題

一方、一体的実施の課題について、主に以下の点を指摘することができる。

①施設内のルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない

一体的実施の効果を最大限発揮するためには、利用者の立場に立って運営の改善に努めるとともに、地方自治体が行うサービスと国が行うサービスの利用ルールの統一を図ることが必要である。

しかしながら、現実には、一体的実施は、国と地方自治体の寄合所帯であり、それぞれの任命権者・指揮命令系統の下で業務を行っていることから、施設内のルール統一や意思疎通、調整が円滑に進まなかったり、また、調整に時間がかかるケースもある。（10 団体）

【具体的事例】

■事例 5－1

利用者の受付・登録方法が国と県で異なるなど、事務処理・手続きの統一がなされておらず、利用者はその都度国と県の担当者に相談内容を説明しなければならず二度手間となり、利用者の負担や事務処理の非効率につながっている。

■事例 5－2

県の相談窓口とハローワークの窓口で利用者の個人情報共有できず、利用者が相談内容を繰り返し説明をすることが必要になるなど二度手間となるケースがある。

■事例 5－3

国と県（県からの受託事業者）では個人情報の取り扱いに関する根拠法令や運用が異なるため、利用者に個人情報相互利用の同意を求めるなど手続きが煩雑である。

■事例 5－4

国と県が「連絡票」を作成・共有することで連絡調整の円滑化・利用者の利便性確保を図っているが、国の担当者ごとに取り扱いが統一されていないなど、利用者の利便性確保の面で不十分な点がある。

■事例 5－5

国と県の職員の行う業務は明確に区別されており、担当業務の季節的な繁忙調整のために職員を融通しあうといった弾力的な人員配置ができず、効率的なサービス提供という面では不十分である。

■事例 5－6

一体的実施施設のレイアウト変更のための国との調整に数か月を要した。

②ハローワークが行う職業紹介による就職実績の把握が困難

一体的実施でハローワークが行う職業紹介による就職実績の把握は、都道府県にとっても一体的実施による成果把握や進捗管理をリアルタイムに行うために重要である。

しかしながら、職業紹介による就職実績はハローワークでしか把握することができず、ハローワークからの情報提供の内容は、男女別や年代別の就職人数の提供を受けている団体（4 団体）、個人別の就職状況など詳細な情報の提供を受けている団体（10 団体）がある一方、就職人数のみの情報の提供しか受けていない団体（14 団体）もある。

また、迅速に情報の提供を受けることが重要であることは言うまでもないが、毎週提供を受けている団体（1 団体）、毎月提供を受けている団体（32 団体）もある一方で、年 1～2 回程度しか提供を受けていない団体（3 団体）、全く提供を受けていない団体（1 団体）もある。

【具体的事例】

■事例 6－1

ハローワークコーナーの就職実績について月報等の提供がなく、年 1～2 回程度の提供にとどまっている。県から請求しても速やかに回答してもらえないことがある。また、就職人数以外の就職者の性別・年齢など属性に関する情報も提供されない。

■事例 6－2

ハローワークから提供される情報は就職人数のみであり、個々人の就職状況については個人情報であることから提供されていないため、県の相談窓口の利用者がその後就職したかどうか

把握できない。

■事例 6－3

就職実績についてのハローワークからの情報提供がリアルタイムで行われないため、県で事業の成果や課題を検証するために、県自ら、毎月、就職件数調査を実施している。

③就職に関する更なる国のサービスの拡大が進まない

一体的実施においては、ハローワークの職業紹介に加え、雇用保険⁶、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付等、国が行うサービス範囲の拡大を希望している団体が少なくない（13 団体）。例えば、一体的実施では、就職に関する一貫したサービスの提供を受けることができると銘打っているが、多くの場合、就職相談と職業紹介を同一施設内で受けることができても、雇用保険、職業訓練受講指示については改めてハローワークまで足を運ぶ必要がある。

また、全ての都道府県が企業誘致や新産業育成などに積極的に取り組んでいるにもかかわらず、一体的実施において、産業政策と連携した雇用政策を実施している団体は現時点では 4 団体にとどまっている。これは、一体的実施で提供されるハローワークのサービスは職業紹介等の求職者向けであり、求人受付等の企業向けサービスにまで拡大していないことから、企業関係者の来訪が限られているためであると考えられる。

【具体的事例】

■事例 7－1

一体的実施施設において事務手続が完結するよう、雇用保険業務とそれに連動した職業訓練受講指示の実施を提案したが、専門職員の配置が必要となるため実現しなかった。

■事例 7－2

就業相談（カウンセリング）などの支援メニューと連携した同一施設内での支援を行うために必要な雇用保険の適用・認定・給付等のサービス実施を提案しているが、現時点では実現していない。

■事例 7－3

利用者の利便性向上のため、雇用保険の適用・認定・給付等、営業日の統一化を提案したが、受け入れられなかった。

一体的実施においては、地方自治体の意向が反映されるよう、協定等において、国は地方自治体の要望・要請に誠実に対応する旨が盛り込まれている。しかしながら、地方自治体からの要望・要請の実施を担保する仕組みはなく、全てが実現しているわけではないのが実情である。

⁶ 雇用保険については、国はこれまでも「一体的実施を行う施設での雇用保険関係業務の実施について、地方公共団体の希望を踏まえ、積極的に取り組む」（平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針）としている。しかし、実際には一体的実施に雇用保険を加える新たな動きがあるのは、かつてハローワークが設置されていたが既に廃止されており、他のハローワークからの著しく交通が不便である地域において一体的実施を行っている場合に限られている。

3. ハローワーク特区の成果と課題

(1) ハローワーク特区の概要

ハローワーク特区は、平成 24 年 8 月に、埼玉県知事、佐賀県知事と厚生労働大臣の間でそれぞれ協定が締結され、同年 10 月から「ハローワーク特区」として開始された⁷。

これは、地方自治体の主導によって求職者の利便性を高め、総合行政の強みを生かしたサービスの実現を目指す取組である。国と地方自治体それぞれの指揮命令系統を維持しつつ、サービスを同じ場所で実施することを主眼とした一体的実施と異なり、ハローワーク特区では特定のハローワーク業務を対象に、サービス改善に向けた都道府県労働局長に対する指示権が都道府県知事に付与されることに主眼がある。

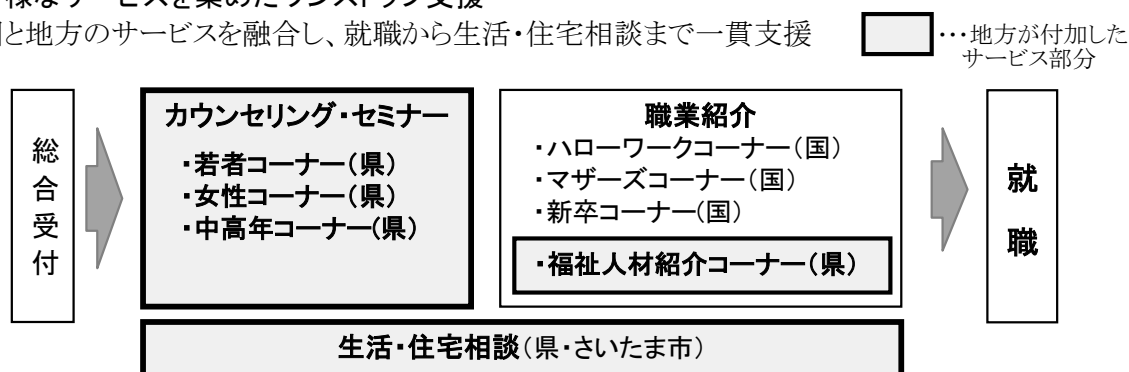
図 3-1 ハローワーク特区の展開内容

【埼玉県】

ハローワーク浦和の支所（サテライト）を対象として、ワンストップ支援施設「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を設置。

1. 多様なサービスを集めたワンストップ支援

国と地方のサービスを融合し、就職から生活・住宅相談まで一貫支援



2. 利用者目線でサービスを向上

JR武蔵浦和駅前 3 分のアクセス利便地で平日夜 7 時まで営業（職業相談は土曜も実施）
子ども連れでも安心して相談できるよう授乳室、キッズスペースを整備

3. 県独自の工夫で求職者の選択肢を拡大

民間求人広告も閲覧できるようにし、求人票をビジュアル化して求人企業の魅力をPR

一体的実施と異なるポイント

人事交流を活用し、特区開始後延べ 12 名の県職員をハローワークに配置（派遣 5 名、実務研修 7 名）。ハローワークコーナーの統括ポストに派遣職員を配置するほか、ハローワークの職業紹介を県派遣職員が行うことで、国・県コーナーの一体化を図っている。

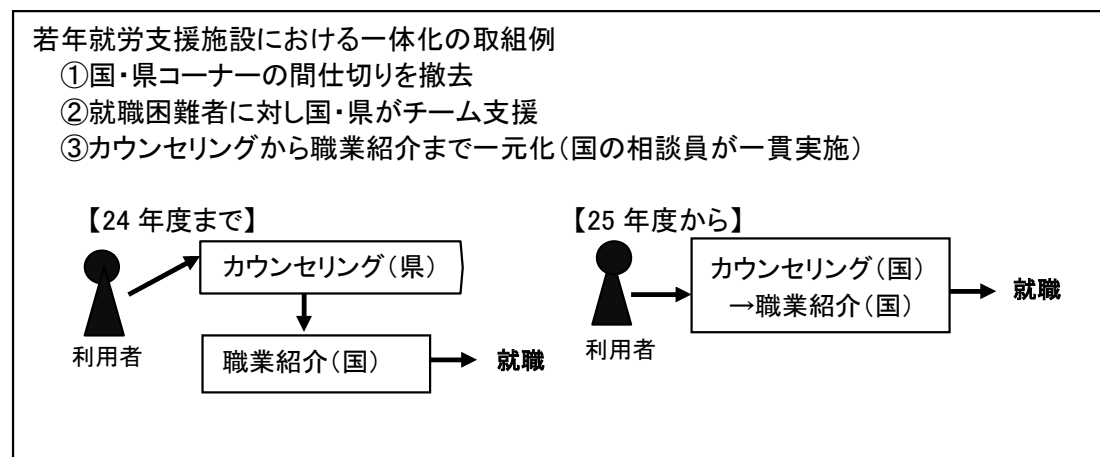
⁷ ハローワークの地方移管を求める特区提案は、最終的に 43 都道府県から提出されている。

【佐賀県】

ハローワーク佐賀を対象に実施し、既存の施設・資源を活用しながら若年者、障害者、生活保護受給者の就労支援を強化。

1. 国と県のサービスの融合を促進

国・県コーナーを一体化し、就職相談(カウンセリング)から職業紹介まで同じ職員による一貫した支援



2. 利用者目線に立ったサービスの向上

若年就労支援施設の平日の営業時間を 17 時から 18 時まで延長し、土曜も営業

3. 出張支援サービスの実施

施設内で待ち受けるのではなく、タブレット端末を活用し、就職困難者のもとに出向いて就職相談を実施

一体的実施と異なるポイント

利用者の利便性を考慮し、就職相談(カウンセリング)から職業紹介まで同じ職員による一貫した支援をできるように知事による指示を実施。

(2) ハローワーク特区の成果

まず、ハローワーク特区の対象となるハローワークでは、国が行う職業紹介のサービスと都道府県が独自に行うサービスを同一施設内で一体的に提供する事業が行われていることから、一体的実施と同様の成果（2(2)①から④）を指摘することができる。

【具体的事例】

■事例 8－1 （2(2)①「就職に関する一貫したサービスの提供～就職相談から職業紹介まで～」に相当）

カウンセリングから職業紹介まで同じ職員による一貫した支援、国と県によるチーム支援を実施。その結果、正社員就職者数、チーム支援による就職者数は着実に増加した。（佐賀県）

■事例 8－2 （2(2)②「求職者に対する総合的な支援の提供～生活資金・住居・福祉等を含めた支援～」に相当）

ハローワークの職業紹介に加え、若者・女性等のカウンセリング、さいたま市の福祉部門や社会福祉士会と連携した生活・住宅相談などを一体的に実施。利用者の4割が複数のコーナーを利用している。特に生活困窮者には職業紹介と生活相談、カウンセリング等を同時並行で行うことが効果的であり、連携支援により早期就職を実現。（埼玉県）

■事例 8－3 （2(2)③「身近な場所における継続的な支援の実施」に相当）

ハローワーク佐賀管内3市とハローワーク佐賀が連携し、市福祉事務所へのハローワーク職員の巡回相談等を実施。生活保護受給者はハローワークに出向かなくても市福祉事務所で職業紹介までの就労支援を受けられるようになった。（佐賀県）

■事例 8－4 （2(2)④「企業誘致や新産業育成など産業政策と連携した雇用政策の実施」に相当）

県が行う企業誘致や経営革新支援などにより新たな求人が見込まれる企業を県が訪問し、開拓した求人をハローワーク求人につないでいる。これら企業が早期に人材を確保できるよう、写真等で企業の魅力をPRするシートを作成し、求職者にアピールしている。（埼玉県）

これに加えて、一体的実施において課題とされている施設内のルール統一や意思疎通、調整の問題（2(3)①）、ハローワークが行う職業紹介による就職実績の把握が困難であるという問題（2(3)②）、就職に関する更なる国のサービスの拡大が進まないという問題（2(3)③）について、ハローワーク特区においては、以下の取組により、一定の改善がなされていることを成果として指摘することができる。

これによって、就職相談（カウンセリング）から職業紹介まで、更にきめの細かい支援を実現しており、就職実績の向上に結びついている。

①人事交流を活用した意思疎通・調整の円滑化と国・県サービスの融合促進

一体的実施では県が就職相談コーナー、国が職業紹介コーナーを担当するが、相互の業務に対する理解を深め、両コーナー間の壁の解消を図ることが必要である。

このため、埼玉県では、ハローワークによる職業紹介の実務を習得させる目的で、県から職業紹介コーナーの統括ポストや職業紹介の窓口に、延べ12名の職員を派遣している。佐賀県では、相互人事交流を行い、県からハローワークの職業紹介の窓口延べ3名の職員、国から県の雇用労働課に延べ4名の職員を派遣している⁸。

これにより、情報共有、協議等が円滑に進むようになり、例えば、埼玉県では、職業相談から職業紹介までのスムーズな誘導のため、県のカウンセラーと国の相談員がチームを組み、3か月以内の早期就職を支援するサービスを導入している。また、利用者が利用したコーナーの履歴や就職決定状況を全てデータベースに登録し、国・県コーナー間の情報共有と連携を強化している。

⁸ 一体的実施を行っている施設において人事交流を行っている団体が2団体あるが、いずれも国から県への派遣である。

②就職相談から紹介まで同一職員による相談対応

一体的実施では県が就職相談、国が職業紹介を行うが、利用者はその都度国と県の職員に相談内容を説明しなければならず、二度手間となる。このため、佐賀県では、利用者へのサービス向上の観点から、知事の指示によって、県が行っていた就職相談を国に担ってもらい、就職相談（カウンセリング）から職業紹介まで国の同一相談員が支援を行える仕組みにしている。

③国・県を通じたルール統一の実現

埼玉県では、ハローワーク特区の実施に先立ち、国・県で集中的に協議して、利用者の利便性の確保のため、簡素な受付ルール、就職相談・就職紹介両コーナー間の利用者誘導方法、個人情報の共有ルール等を定め、円滑に運用している。

また、佐賀県では、国・県の受付を一本化し、利用申込書をハローワークの求職申込書に統一し、さらに個人情報の共有についての協定を結ぶことで、国・県の情報共有を図り、利用者が受付後、就職相談（カウンセリング）から職業紹介までのサービスを円滑に受けられる仕組みにしている。

④ハローワークが行う職業紹介による就職実績の把握

埼玉県では、ハローワークコーナーの就職実績等について、労働局から毎月、速報・確報の情報提供を受けている。

佐賀県では、併設する若者向けハローワークから毎月、定期的に就職実績等の情報が提供されているほか、必要な情報は随時提供を受けている。

また、両県とも、施設内の利用者の情報はデータベースに登録しているので、国・県による就職支援の進捗状況や成果をリアルタイムで把握することが可能となっている。

これらについてハローワーク特区で一定の改善が進んでいる要因としては、国が行う職業紹介等のサービスと、地方自治体が独自に提供するサービスを同一の施設内で提供する場合に避けることができない施設内のルール統一や意思疎通、調整の問題等の解決方法に違いがある。

一体的実施の場合、都道府県知事と都道府県労働局長の協定に基づく運営協議会において事業計画を定めるなど、現場レベルにおける国と地方自治体の協力関係に委ねられるのに対し、ハローワーク特区の場合、雇用対策法施行規則に基づく知事と厚生労働大臣の協定に加え、都道府県知事の都道府県労働局長に対する指示権を背景に、県と都道府県労働局が直接協議を重ねており、このことが早期の改善や県の意向を反映した取組の実現に結びついているものと考えられる。

なお、知事の指示権が実際に発動された事例は 1 件であるが、これは、地方自治法上の国の地方に対する是正の要求・指示が実際に発動された事例が少ないことと同様、知事の指示権の必要性が低いことを意味するものではない。知事の指示権を背景にして協議が行われることによって、指示権の実際の発動を待たず、協議が円滑に進むのである。

(3)ハローワーク特区の課題

一方、ハローワーク特区の課題として、主に以下の点を指摘することができる。

①都道府県知事の指示権には限界

ハローワーク特区は、ハローワークが「移管されているのと実質的に同じ状況」（「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」（第15回地域主権戦略会議（平成23年12月26日）了承）をつくり、地方主導でサービスを改善する取組とされているが、都道府県知事の指示権は、制度（省令や特区協定）上、法令、予算に違反する場合その他の当該指示の内容について協定公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする」と指示できる業務内容には制限がある。

例えば、利用者の増減等に応じて職業紹介コーナーの職員体制を柔軟に変えようとした場合、国の職員定数を変更する必要がある、実現は困難である。また、県に移管されているのと実質的に同じ状況を作り出すために、同一施設内で県と国で指揮命令の異なる組織が枠組みを超えて、就職相談（カウンセリング）から職業紹介まで同じ職員による一貫した支援を実施しようとしたが、県の意向に従って職業紹介を実施するには、国から県に職業紹介を移管させる必要がある、現行制度上、指示権によっても実現には至らないとの判断となった事例があった。

②新たな業務に対する都道府県労働局の判断や対応には限界

ハローワーク特区は、知事と厚生労働大臣との協定や知事の都道府県労働局長に対する指示権を背景として、県と都道府県労働局による直接協議を行うことにより、早期の改善や県の意向を反映した取組の実現に結びついているが、都道府県労働局では判断できない、若しくは限定的な対応となる場合も見受けられる。

例えば、予算を伴う職員体制の変更などについては、ハローワークや都道府県労働局では判断ができず、結果的には県と厚生労働本省との間で半年程度協議を要した。また、県と国の一体的運営施設における開所時間の延長を提案した際に、予算を伴う本省協議ではなく都道府県労働局の判断となったが、あくまでも現職員体制で運用可能な範囲内の延長に留まり、他の一部のサービスが縮小する結果となった。

4. 一体的実施とハローワーク特区の成果と課題を踏まえて

(1) ハローワークの地方移管について

一体的実施及びハローワーク特区の成果は、全国知事会が「国の出先機関原則廃止に向けて」（平成 22 年 7 月）等で指摘してきたとおり、都道府県が、ハローワークの移管を受けて一貫して実施することにより、

- ① 就職相談、職業訓練から職業紹介まで就職に関するサービスを一貫して受けることができるようになる
- ② 特に若者、女性、生活困窮者、障害者等については、生活・住居・子育て支援・福祉等の総合的支援を行っている地方のノウハウを活かし、きめ細かい支援をワンストップで受けることができるようになる
- ③ 求職者が遠方のハローワークに出向くことなく、身近な場所で継続的な支援を受けることができるようになる
- ④ 企業誘致や新産業育成など地方が行う産業政策と一体化して求人開拓を行うことで地域活力の向上につなげる「攻めの雇用政策」が展開できるようになる

ことを実際に示している。

また、一体的実施では課題とされている、施設内のルール統一や意思疎通、調整の問題（2(3)①）、ハローワークが行う職業紹介による就職実績の把握が困難であるという問題（2(3)②）、就職に関する更なる国のサービスの拡大が進まないという問題（2(3)③）については、一部についてハローワーク特区により一定の改善が可能であることが指摘されているが（3(2)①～④）、既存の法令・予算・定数の変更を伴う取組に踏み込むことができない（3(3)）などの限界もある。これらの課題は、都道府県がハローワークの移管を受ければ、そもそも問題とならない、あるいは一層柔軟な対応が可能になるものである。

これらの点を踏まえれば、平成 22 年 7 月、「国の出先機関の原則廃止に向けて」以来の全国知事会の提案のとおり、ハローワークの地方移管を速やかに実現するべきである。

(2) 一体的実施及びハローワーク特区について

国は、ハローワーク特区、一体的実施等、「ハローワークと地方公共団体との一層の連携強化の取組を通じ、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する」（「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定））としている。ハローワークの地方移管が実現するまでの間においては、次の措置により、一体的実施及びハローワーク特区の一層の充実を図る必要がある。

① 期間の延長

一体的実施については「3 年程度」（アクション・プラン）、ハローワーク特区については「当分の間」（特区協定に関する厚生労働省令）とされているが、それぞれ成果を上げているが、課題もあることから、ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべきである。

② ハローワーク特区の実施箇所拡大

一体的実施で課題とされている、任命権者・指揮命令系統を異にすることによる、施設内のルール統一や意思疎通、調整等の問題の解消のため、ハローワーク特区について、全国 2 か所での実施に留まらず、希望する都道府県の手挙げ方式により、実施箇所を増やすべきである。また、県内 1 か所に限定せず、複数又は県域全体のハロー

ワークで実施できるようにするべきである。

③国の意思決定の迅速化

ハローワーク特区や一体的実施では、利用者の立場に立って、運営の改善や施設内のルールの統一などのため、国と協議を行ってきたが、地方自治体から見ると機動性に欠ける面がある。これは、国は厚生労働本省 - 都道府県労働局 - ハローワークという重層構造であり、ハローワーク、都道府県労働局だけでは判断できずに協議が長期化することもあるためであると考えられるが、国の意思決定の迅速化を図り、地方自治体からの提案に速やかに対応するべきである。

また、国が地方自治体からの提案を受け、実現が不可能と判断した場合、国は明確な根拠を示すこととするべきである。

④一体的実施におけるハローワークの就職実績の情報提供

一体的実施における成果把握、進捗管理をリアルタイムで行うことができるよう、ハローワークが行う職業紹介による就職決定者の男女・年代などの属性別人数や個人別の就職状況などの詳細な情報を毎月速やかに地方自治体に提供するなど、積極的に対応するべきである。

⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大

一体的実施の対象とする国の就職に関するサービスについて、雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべきである。利用者数等から客観的に判断してハローワークの正規職員の配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付、ハローワーク OB の嘱託職員等としての配置も検討するべきである。

⑥ハローワーク特区の内容充実

ハローワーク特区でも課題とされている、既存の法令・予算の変更などを伴う取組に措置を講じることができないという問題の解消のため、ハローワーク特区制度の一層の充実を図り、実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、都道府県知事による都道府県労働局長への指示権だけでなく、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、希望する都道府県の意向により試行できるようにするべきである。

5. ハローワーク求人情報のオンライン提供

(1) ハローワーク求人情報のオンライン提供の概要

ハローワーク求人情報のオンライン提供は、地方自治体が、全国のハローワーク求人情報を直接利用して職業紹介、就労支援等を行うことを可能にするものである。現在、44 都道府県において、就業支援施設（104 施設）、職業訓練施設（101 施設）、福祉事務所（63 施設）、教育機関（9 施設）、福祉人材・看護師確保施設（34 施設）、UI ターン施設（25 施設）、障害者支援施設（3 施設）等で利用されている。

平成 26 年 9 月の開始から 9 か月が経過したばかりであり、成果を検証するのは時期尚早であるが、利用団体からは次のとおりメリットが指摘されている。

- ・求職者にハローワークの職業紹介窓口に行ってもらわなく、スピーディに求人票を提供できるようになった。
- ・これまで、ハローワークから求人票を FAX で取り寄せていたが、オンライン提供により時間と手間が減った。
- ・カウンセリングから職業紹介まで一貫して県だけで実施できるようになり、ワンストップ支援が可能になった。
- ・キャリアカウンセリングに際して、ハローワーク求人情報から求職者の希望する労働条件等で職業の選択肢を絞り込んで参照できるようになるなど、内容が深まった。
- ・就業支援施設内で実施するだけでなく、端末を合同企業説明会の会場等に持ち出して、ハローワークの求人情報を参照することが可能になり、利便性が高まった。
- ・県が独自に開拓した求人情報にハローワーク求人情報を加えて求職者に一体的に提供することができるようになり、求職者の選択肢が拡大した。
- ・外国人留学生と県内中小企業のマッチングに活用し、留学生に対する企業の採用意欲が少しずつ高まっている。

(2) 改善が必要と考えられる事項

ハローワーク求人情報のオンライン提供については、地方自治体がハローワークと同等のサービスを行えるよう、ハローワーク職員用端末そのものを地方自治体が利用できるようにすることを検討するべきである。

これが実現するまでの間も、次の点については改善措置を講ずるべきである。また、閣議決定に沿って、速やかに地方自治体が行う無料職業紹介事業を民間とは明確に異なる公的な性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律に位置付けるべきである⁹。

① 提供される求人情報の数

全国のハローワークの求人情報を提供するとしているものの、平成 27 年 6 月 12 日現在、実際に提供されている求人情報数はハローワーク・インターネットサービス掲載求人件数の約 74%に過ぎず、ハローワーク職員用端末の求人情報の半分程度といわれている。このため、利用者がハローワーク・インターネットサービスで求人情報を閲覧した求人の紹介を求めてきたものの、地方自治体による職業紹介では求人票の提供を受けられないことがあり、利用者サービスの面で問題が生じている。

したがって、ハローワークに求人登録しようとする求人事業主に対し、「求人情報の

⁹ 政府は、既に「地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律に位置付けるなどの措置を講ずる。」（「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定））としている。

オンライン提供」について十分説明し、地方自治体への求人情報提供を希望するように促すべきである。また、希望があったにもかかわらず、事務処理の誤りによって、地方自治体への求人情報の提供がされなかった事例もあり、事務取扱について徹底すべきである。

②提供される求人情報の内容の範囲

オンライン提供がされている求人情報であっても、その情報内容はハローワーク職員用端末の情報内容から絞り込まれている。このため、利用団体からは、求人票に掲載されていない詳細な労働条件や求める人材像などマッチングを的確に行うのに役立つ情報が不足している、ハローワークの求人情報端末にある詳細情報を地方自治体に提供することでより就職率の向上、ミスマッチの防止につながるといった声が寄せられている。

したがって、求職者に最適な求人を紹介するため、ハローワーク職員用端末と同等の情報内容を地方自治体に提供すべきである。このうち次の項目については職業紹介を行うに当たって特に必要性が高い情報であるので、速やかにオンライン提供する情報の内容に加えるべきである。

- ・求人事業所情報¹⁰（ハローワークが求人開拓を行う過程で求人事業主に取材した、求人票には記載されていない情報（詳細な労働条件や採用条件等））
- ・事業所指導記録
- ・相談記録、被保険者情報（被保険者としての履歴）

③地方が開拓した求人情報のハローワーク求人情報への反映

地方自治体は様々な産業政策を通じて地域雇用の創出に取り組んでいるほか、不況時等には独自に求人開拓を行っている。企業に対して最適な人材を紹介するため、地方自治体が受け付けた求人情報についてもハローワーク求人情報システムに反映できるようにするべきである。

¹⁰ 厚生労働省からは、地方自治体等とハローワークが相互に業務上の連携を行うことを前提とした上で、ハローワークは地方自治体等からの照会に応じて回答する（あらかじめ協定を締結しておく必要あり）との回答を得ているが、利用者を前にした職業紹介の実務上、現実的な取扱いではない。